# 商工だより




選挙特集

No. 25

奈良商工会議所

# 近畿電気工事株式会社奈良支店

支店長　岸　井　英　夫

奈良市西木辻町25番地の1　　電話奈良②0025～0029

| | | |
|---|---|---|
| 奈良営業所 | 奈良市西木辻町25の1 | 奈良②0025～0029 |
| 郡山出張所 | 大和郡山市台所町237 | 大和郡山 2374 |
| 天理出張所 | 天理市川原城339の8 | 天理②0332 |
| 生駒出張所 | 奈良県生駒郡生駒町山崎144 | 生駒 2449 |
| 柳生出張所 | 奈良市柳生町118 | 柳生 819 |
| 高田営業所 | 大和高田市大字三倉堂17の1 | 大和高田 5291～5292 2763 |
| 桜井出張所 | 桜井市桜井953 | 桜井 2495 |
| 榛原出張所 | 奈良県宇陀郡榛原町萩原298の6 | 榛原 331 |
| 吉野出張所 | 奈良県吉野郡大淀町下渕12 | 下市 2220 |
| 五条出張所 | 五条市今井町231 | 五条 2287 |
| 池原連絡所 | 奈良県吉野郡下北山村池原 | 上池原 49 |



シキボーマーメードシャツ
ナイトガウン
ホームウエア
キルテイング製品
ふとんと掛ふとん
こたつ掛ふとん
製造

# 奥田布帛KK奈良工場

奈良市芝辻南町一八八番地
電話(代)②三四五三番



ISUZU
Bellett
ベレット
1800 DIESEL. DELUXE / 1500 DELUXE




いすゞ

代表取締役 赤野末治
奈良いすゞ自動車(株)
奈良市大安寺町1204番地ノ1
電話　奈良②6505～9番





# 大和文華館

ロビーから静かな大和路が見わたせ、中庭の青い竹が目をやすませる。大和文華館は、めぐまれた環境の美術館です。疲れを知らない美の鑑賞は、めまぐるしい現代人をしっとりとうるおします。
絵画 彫刻 書蹟 陶磁 漆工 染織など、国宝や重要文化財をふくむ逸品を集めています。

近鉄

春秋には特別展観も開かれます（月曜休館）
奈良線・学園前駅すぐ





粉
埃
流
れ
始
め
ぬ

飛
鳥
川

赤
坂
藤
園

# 目　　次


【選　挙　特　集】

ご　挨　　拶……会頭　大森久司…… 2
新役員きまる…… 3
全議員選挙終る…… 5
　1号議員40名、2号議員25名、3号議員10名
　議員名簿
新役員及び議員の面影…… 8

【意　見　と　要　望】

近畿圏整備の問題について……15
万国博の関西誘致を決議……16

【そ　の　他】

オリンピック商業道徳高揚運動及び
奈良商店コンクール実施中……17

【文　　壇】

短　歌・俳　句……18

【労　　働】

求人対策特別委員会開かる……19
中高年令層の採用を考えよう……20

---

奈良市中小企業融資制度御案内……21
企業の近代化はオートスライドで……21
新入会員ご紹介……22
取　引　照　会……22

【調　　査】

奈良市内小売物価動向表……23

【解　　説】

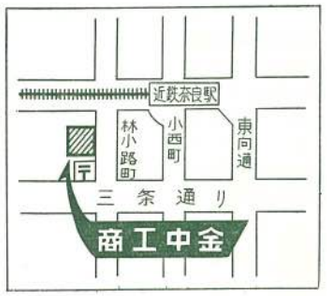
1.　中小企業近代化促進法の解説……24
2.　企業の国際競争力の強化のための税制措置……35



御存じですか……？

6・3・3は学制
6・2・2は割商です

それは年6分2厘2毛余という
1年ものでは最高の利回りです。
今すぐ御研究下さい。




安全・有利・無記名

商工中金発行の
ワリショー
割引商工債券
期間1年・無記名
年利回6分2厘余

北海道から鹿児島まで全国に66店舗を有する
資本金170億円（内．政府出資107億円余）

商工組合中央金庫
（略称　商工中金）

奈良支店　奈良市林小路町25の1
電　話　代表　②5421

株式、投資信託、公社債

お客様本位のサービスの店

大阪屋證券

奈良支店　奈良市東向北町27
電話奈良②6116～9

高田出張所　大和高田市本郷2
電話高田3477～9

海外旅行のベテラン日通観光
あなたを世界へ

奈良市油阪町拾四
日本通運株式会社奈良支店
支店長　中岡兵吉
電話奈良②自四七六一
至四七六五（代表）

御用命は是非
通
正確・迅速・低廉・おにもつは
黄色い車の自動車便



# ご挨拶

会頭　大森久司

今回の改選に皆様方のご支援により再び会頭に就任させて頂きましたことは、偏えに各位の御厚情の賜と厚く御礼を申し上げます。とともに一層の責任の重大さを痛感いたす次第であります。幸い当市の各代表産業の第一人者であられる河合、吉川小山三氏の副会頭の御就任を頂き、至らぬ点は相寄り御扶けを頂き地元商工業の発展の為微力を尽したいと念願いたして居ります。

御高承の通り昨年近畿圏整備法が公布され、我奈良市も広域経済的な見地より過大化した阪神地域との関係、又近畿圏に於ける奈良の特徴をフルに生かした役割をどう果すかによって地域経済の飛躍的綜合的な発展が計れることと確信致します。

又我国の経済も本格的な開放経済に入り、加うるに高度成長の一大転期に直面し、現下の経済情勢は内外共に益々きびしさを加え、わけても中小企業問題は幾多の難問題を包蔵して居りまして、その前途には困難な問題が山積しているものと存じます。

何れにいたしましても業界に大きく影響を及ぼす時期を迎え会議所の責務は一入大なるものがある事を痛感する次第でありまして会議所の内容充実をはかり事業の推進についても一段の努力を致したき所存であります。何卒今後共皆様方の一層の御懇情と御鞭撻を賜わります様偏えに御願い申し上げます。



# 全議員選挙終る

昭和三十九年十月一日より向う三ヵ年間の本所議員選任は三号、二号議員の推せん並びに選任終了と共に去る九月二十五日一号議員の選挙によって無事茲に改選を終了することが出来た。

今回の一号議員の選挙は定員四十名に対し立候補者四十五名となり、当所創設以来初の投票選挙となり、かつてない活況を呈したが、無事晴れの当選者が決定した。尚今次の選挙に於いて新議員十六名が選出された。選挙経過を簡単に記せば

## 一号　四〇名　二号　二五名　三号　一〇名　議員（定員二〇名）

### ◇一号議員

一号議員四十名は会員及び特定商工業者が会員の中から選ばれる事になって居り、各業界の代表という事で、かつてない激しい競争となったが、別掲の通り四〇名の当選者が確定し、今後の当所運営にも業界の意見が直接に反映される明るい見通しが感じられた。

### ◇二号議員

二号議員選任の方法は各部会の総会員数と総持口数をそれぞれ勘案されて配分された人員に基づいて、理財部会（八月十三日決定）をトップに次々と部会を開催、無事二十五名の選任が終了した。

### ◇三号議員

三号議員選出は定むるところにより常議員会に於いて慎重協議の上会頭より定員十名が円満に推せんされた。

## 一号議員

（立候補届出順）

| | | |
|---|---|---|
| 藤田三郎 | 幸信産業㈱ | 社長 |
| 今来勝 | 寿屋 | 代表者 |
| 臼井明 | 光学堂時計眼鏡店 | 代表者 |
| 〃 | 奈良市下御門町 | 現 |
| 〃 | 高天市町一八ノ | 〃 |
| 〃 | 東向南 | 〃 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 長沢 恒二 | 共同印刷工業㈱ | 社長 | 現 |
| 辰巳安太郎 | ㈱稔和農園 | 社長 | 現 |
| 南口 豊治 | ㈱南口商会 | 会長 | 現 |
| 増田 義一 | ㈱増田商店 | 社長 | 現 |
| 岡本 栄一 | 岡本友芳軒 | 代表者 | 現 |
| 吉田 淳一 | ㈱吉田商店 | 社長 | 現 |
| 吉川 晃 | 奈良吉川産業㈱ | 社長 | 現 |
| 中尾 政雄 | 中尾蚊帳本店 | 代表者 | 現 |
| 川合 弘 | (資)川合商店 | 社長 | 現 |
| 細田 義雄 | ㈱天義堂 | 社長 | 現 |
| 稲田 安功 | ㈱稲田商店 | 社長 | 現 |
| 橋村 嘉郎 | 橋村商店 | 代表者 | 現 |
| 三岡嘉三郎 | 三岡商事㈱ | 社長 | 現 |
| 豊沢 儀雄 | 奈良豊沢酒造㈱ | 社長 | 現 |
| 尾田 利一 | ㈱尾田組 | 社長 | 現 |
| 阪本 善雄 | ㈲常磐 | 代表者 | 現 |
| 小林 茂市 | 三和住宅㈱ | 社長 | 現 |
| 高田 恵次 | 帝産自動車㈱ | 常務 | 現 |
| 杉田 豊三 | 奈良近畿日産自動車㈱ | 社長 | 現 |
| 富田 富治 | 奈良敷物㈱ | 社長 | 現 |
| 土井 博治 | ㈱マツダオート奈良 | 専務 | 現 |
| 堀 鉱一郎 | ㈱近畿建材 | 社長 | 現 |
| 北浦 静夫 | キタウラ | 代表者 | 現 |
| 前田 耕哉 | ㈱前田陶器店 | 社長 | 新 |
| 西田 誠宏 | あしびや本舗 | 代表者 | 新 |
| 平井 竜一 | ㈱平井真美館 | 社長 | 現 |
| 水谷 嘉六 | ㈱あかしや商店 | 社長 | 現 |
| 垣内 寛一 | ㈱垣内商会 | 社長 | 新 |

## 二号議員

（部会開催順）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 南畝泰一郎 | ㈱梅花堂 | 社長 | 現 |
| 平岡孝太郎 | 平岡紙器工業㈱ | 社長 | 現 |
| 鍵田忠三郎 | 三笠温泉土地㈱ | 社長 | 新 |
| 谷口貞次郎 | ㈱九重社 | 社長 | 新 |
| 石田 正義 | ㈱日本交通公社奈良営業所 | 所長 | 新 |
| 橋本 蔵治 | 商業小売 ㈱橋本商店 | 社長 | 現 |
| 福田 楢蔵 | ㈱アラナラ商店 | 社長 | 現 |
| 末広徳治郎 | ㈲末広洋服店 | 代表者 | 現 |
| 田中 亀吉 | ㈲森永食堂 | 代表者 | 現 |
| 下出久治郎 | 商業卸 ㈱下出商会 | 社長 | 現 |
| 近東 弘七 | (資)近東商店 | 社長 | 現 |
| 小山 恭二 | 工業 小山㈱ | 副社長 | 現 |
| 乾 太郎 | (合)奈良明新社 | 代表社員 | 現 |
| 上林 安彦 | 上林化学㈱ | 社長 | 現 |
| 奥田 由三 | 繊維工業 奥田布帛㈱ | 相談役 | 現 |



| | | | |
|---|---|---|---|
| 杉山 嘉一 | 繊維工業 杉山繊維工業㈱ | 社長 | 現 |
| 谷井友三郎 | 観光 谷井興業㈱ | 社長 | 現 |
| 阪田富三郎 | (合)いろは旅館 | 代表社員 | 現 |
| 松岡 太郎 | 三笠物産㈱ | 社長 | 現 |
| 今西清兵衛 | 醸造 ㈱今西清兵衛商店 | 社長 | 現 |
| 綿谷仙治郎 | 工芸 ㈱呉竹精昇堂 | 会長 | 現 |
| 春田 明次 | 建設 春田工業㈱ | 社長 | 現 |
| 岸井 英夫 | 近畿電気工事㈱ | 奈良支店長 | 現 |
| 青木一男 | 理財 ㈱日本勧業銀行 | 奈良支店長 | 現 |
| 福田 正雄 | 大阪屋証券㈱ | 奈良支店長 | 新 |
| 野村 萬作 | ㈱三栄相互銀行 | 社長 | 現 |
| 冨森 光弘 | 奈良市信用金庫 | 理事長 | 現 |
| 中岡 兵吉 | 交通運輸 日本通運㈱ | 奈良支店支店長 | 現 |
| 杉本 勝彦 | 奈良近鉄タクシー㈱ | 社長 | 現 |
| 赤野 末治 | 奈良いすゞ自動車㈱ | 社長 | 新 |

## 三号議員

（順不同）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 大森 久司 | 近畿電気工事㈱ | 奈良市今辻子町 | 現 |
| 河合利喜蔵 | ㈱ひのり商店 | 今小路町 | 現 |
| 吉川 潔 | ㈱吉川機械製作所 | 佐紀町 | 現 |
| 小山栄三郎 | 小山㈱ | 西木辻町 | 現 |
| 菊池武三郎 | 奈良トヨタ自動車㈱ | 杉ヶ町 | 現 |
| 越智岩太郎 | 日本染織工業㈱ | 油阪町 | 現 |
| 杉本 甚七 | ㈱北辰電気製作所 | 奈良工場工場代表者 | 現 |
| 赤坂 頼磨 | ㈱南都銀行 | 南京終町 | 現 |
| 西崎 誠 | 関西電力㈱奈良支店 | 橋本町 | 現 |
| 高橋 公男 | 奈良交通㈱ | 大森町 | 現 |

豊かな電気で産業発展
電気でひらく明るいくらし

関西電力株式会社

奈良支店長 西崎 誠

電話 奈良 ② 自 五二〇一 番
至 五二〇七 番

# 新役員

副会頭
吉川潔



副会頭
河合利喜蔵



会頭
大森久司



専務理事
中村貞三



副会頭
小山栄三郎





## 常議員

（敬称略 五十音順）

赤坂頼磨



乾太郎



今西清兵衛



垣内寛一



菊池武三郎



小山恭二



近東弘七



阪田冨三郎



下出久治郎



末広徳治郎



高橋公男



谷井友三郎



## 監事

（敬称略 五十音順）


吉川晃


綿谷仙治郎




奥田由三


杉山嘉一


橋本蔵治



## 議員

（敬称略 五十音順）


春田明次


野村萬作


富田富治


松岡太郎


細田義雄


福田楢蔵


荒木直三郎


赤野末治


青木一男


臼井明


稲田安功


石田正義


奥田竜一


岡本栄一


大東善治


鍵田忠三郎


越智岩太郎


尾田利一



川合弘



上林安彦



岸井英夫



北浦静夫



小林茂市



今来勝



阪本善雄



杉田豊三



杉本勝彦



杉本甚七



高田恵次



辰巳安太郎





豊沢儀雄



谷口貞次郎



田中亀吉



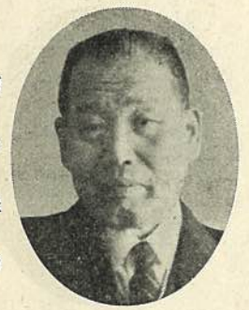
中尾政雄



土井博治



冨森光弘



南口豊治



長沢恒二



中岡兵吉



南畝泰一郎



西田誠宏



西崎誠



平岡孝太郎



平井竜一



橋村嘉郎



堀鉱一郎



藤田三郎



福田正雄



三岡嘉三郎



増田義一



前田耕哉



吉田淳一



八尾喜司雄



水谷嘉六



## 近畿圏整備の問題について

# 意見と要望

去る５月18日第２回近畿圏整備特別委員会（委員長野村萬作氏）を開催、近畿圏整備の当面の問題等について話し合い、別掲の通り要望する事を決定、６月12日奈良県知事、奈良市長及び関係方面に要望書を提出した。

昭和三十九年六月十一日

奈良商工会議所
会頭 大森久司

奈良商工会議所近畿圏整備特別委員会
委員長 野村萬作

奈良県知事 奥田良三 殿
奈良市長 高椋正次 殿

## 要望書

近畿圏整備計画も最終的な基本方針の策定段階に入って参りましたが、奈良県、奈良市に於かれましては本県、本市の果すべき役割を強力に主張され、深く敬意を表する処であります。

我々地元産業界と致しましても奈良県、奈良市の特殊性と将来の発展を期する本計画につき深い関心と期待を寄せるものでありますが、特に下記の二項目が当面の重要な基本問題と思料せられるものと考えられますので、本項について近畿圏整備本部が是非採択する様尚一層の御努力賜ります様、当所当該委員会の決議により強く要望する次第であります。

記

一、保全区域に対する特別立法と財政的裏付について

奈良は古文化財と風致とを中心とする高度な特異性を有すると共に、其の範囲も広範に渉るのでありますが、何等の財政的裏付もなく徒らに既存の事業又は所有地に対する制限を行い甚だしきは県市の誘致措置によって移転し来った施設に対し何等の補償措置を講ずることなく苛酷な制限を附する如きは地元産業を萎靡沈滞せしめるのみならず、本事業遂行上にも多大の支障を来たすこととなるものと思料せられます。

よって既存事業に著しい打撃を与える場合は、特に国又は県市の財政的裏付措置を講ぜられる様要望する次第であります。

二、道路交通網の整備について

産業振興上道路交通網の整備は本県の地形より見て最も重要な問題であり、加うるに観光道路としても、阪神観光客の受入れ道路としても、総ての既存道路は早や飽和点に達している状態である。従って次の新道路建設を速やかに着工せらるべきと思われる。

(イ) 奈良バイパス線の早期実現

(ロ) 第二阪奈道路の設置
（奈良↓新大阪駅↓伊丹を結ぶ直結ルート）

× × ×

× × ×

# 万国博の関西誘致を決議

## 第一回奈良県商工会議所連合会合同常議員会開催さる!!

残暑きびしい九月四日午前十時奈良県商工会議所連合会は結成後初の合同常議員会懇談会を奈良ホテルに於いて開催し大森奈良会頭、村島大和高田会頭以下双方役員参集して高椋奈良市長、名倉高田市長、山村県経済部長各位をゲストに迎え終始活発な意見を交換すると共に今後両会議所は益々連繋協調を高めて今後の経済情勢に対処し奈良県経済の進展に寄与することを確認した。

主なる提案事項は次の通り

① 企業経営は労働問題を別にしてその発展は考えられないとの観点から県に労働商工部（現在商工課は経済部、労政職安課は厚生労働部）を新設すべきである。

② 輸出振興のため奈良、高田両市で民間の協議会をつくること。

③ 政府資金による各種金融制度については研究検討されるべきだ。

尚②、③の問題については尚一層研究調査するため「中小企業問題協議会」（仮称）を両会議所でつくることにし構成メンバーは両会議所正副会頭らで決定することになった。

他に合同委員会の名に於いて万国博覧会の関西誘致促進を満場一致で決議した。


**国旗を掲揚しましょう**



一、各事業場では毎朝始業前に国旗を掲げましょう。

二、国の祝祭日、記念日には各戸で必ず国旗を掲げましょう。

国旗をたてよう　われらの日の丸
心に職場に　家ごとに
みんな掲げて　明るいくらし
われらの日本だ　日の丸だ

各種自動車々体製造
各種自動車々体修理

**奈良車体製造株式会社**

取締役社長　須河作治

奈良市油阪町三二八番地
電話（奈良）代②六四二五・六四二六（営業）
②〇二二五（経理）




## オリンピック商業道徳高揚運動及びオリンピック奈良商店コンクール実施中!!

本年は国民が多年待望したオリンピック開催の時期であり多くの外客の来訪が予定されるので、この機会に本市商業の真価を発揮し、国際的信用を高めるとともに商業者のサービスの向上をはかり、消費者の信頼感を一層高めるため奈良市と共催の下に商業道徳高揚運動を展開する。尚本年度は従来の奈良商店サービス運動をオリンピック商業道徳高揚運動の一環として実施する。

1、名称　オリンピック商業道徳高揚運動

2、主催　奈良商工会議所、奈良市、日本商工会議所

3、後援　通商産業省、中小企業庁、奈良県

4、期間　昭和三十九年十月一日から十月三十一日までの一ヶ月間

5、運動の内容

(1) 本運動の重点項目

本運動はオリンピックに協力し、商業道徳の高揚を図るため次の共通スローガンを強力に推進する。

(イ) 高い商業道徳でオリンピックをメニューの欧文併記等の推進指導

(ロ) よいものを正しい値段で親切に

(2) 本運動のPRの展開

本運動の事前期間及び実施期間中、ポスター、ステッカ、パンフレットの配布、商店及び観光土産品、旅館、飲食店、交通機関により商業者に対し、宣伝啓発のためのPRを展開する。

(3) 外客関係事業

(イ) 案内パンフレットの作成配布

(ロ) 商店街歓迎統一装飾の推進

(ハ) ショーカード、プライスカード

(ニ) 商業道徳向上講習会、セミナー座談会等の開催

(ホ) 従業員向け英会話の指導

(4) 一般商店関係事業

(イ) 商店と消費者との座談会等の開催

(ロ) 店主又は従業員を対象とする講演会、講習会等の開催、（商店主婦講座、流通革命下の小売商のあり方等）及び巡回指導に重点を置いた目で見る経営講座の開催

(5) 本運動期間中に奈良商店サービスコンクールを実施する

本コンクールは本市商業の経営近代化を助成することを目標に接客サービス、店舗構造、陳列方法について審査を実施する。全市商店より商店街に属する商店は商店会長の推せんにより、又商店街に属さない商店については別に申込をなし、学識経験者及び消費者代表による審査の合計点をもって得点の順位により入賞を決める。尚上位入賞三店については全国商店サービスコンクールに参加推せんする。


**奈良県銀行協会**

南都銀行
三和銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
日本勧業銀行奈良支店
協和銀行奈良支店
紀陽銀行五条支店

## 短歌

千代の舎　竹村慶直

世界新気負ふ五輪の秋闌けて奈良は文化の園うつくしき
深熊野のはてなし山の雲ふみて巌くゞりてバス走り行く
かけめぐる心の車しばとめて月をみかさの園にやすらぐ

白鳳会旅行の折に　奥村芳秋

夏知らぬるり渓の水つめたけれ　小石あさりに手足ひたせば
保津川の岩間を縫いてくだるふね　しぶきあげつゝスリルたのしむ
泳ぐ人キャンプの人に賑いひて　俗化を惜しむ保津の峡谷

## 俳句

南都銀行本店営業部長　辻大牙

夏霞む畝火をを（愛）しと思いけん
あぢさいの一番の色出そめけり
おとなしく絵本読みゐるまる裸
涼閤の底に寝釈迦の如くあり
暑に耐えて臓欠けの腹具合よし

秋　福田南圃

嘘（うそ）ものの角ばし買ふもさやけしゝ
ここからの月しろもまたなつかしき
この萩のちるべきときの想ひふと
あしびはや花ごしらへに時雨はや
大変や鹿死んでゐて巡査来て



# 求人対策特別委員会開かる!!

当所では、深刻化する人手不足に対処する為、関係庁と密接な連繋の上に雇用対策を真剣に研究討議し積極的な方策を推進するため新しく求人対策特別委員会を設置し、正副会頭の他、各業界にわたって次の二十一名の委員を委嘱し、第一回委員会を開催した。

過ぐる八月二十四日午前十時より会議所二階ホールで第一回会合を開いた。河合副会頭挨拶の後、正副委員長の互選に入り、

委員長に高橋公男氏（奈良交通㈱社長）
副委員長に奥田由三氏（奥田布帛㈱会長）
の両氏を選び、県職業安定課飯田職業係長、奈良公共職業安定所松尾次長よりそれぞれ当面の雇用事情と見透し、及び求人対策についての話しを聞いた後、今後の求人問題について協議に入った。

種々協議の結果

①若年労働力について県外流出が多いが、県、安定所等はやはり郷土発展の為、又郷土愛の見地より県内就職に持って行く為の指導PRを強力に推進される様申し入れた。

②同業者間の労働者引抜をお互にやめる様、申し合せをなし、周知を計る

③若年労働者の獲得は絶対数が底をついている処から若年層開拓の外、企業内の必要労働力確保という見地より、奈良公共職業安定所の協力指導により、当所に於て失業保険受給者及び中高年齢層の集団求人面接を実施する事に決定した。

### 求人対策特別委員会委員

奈良商工会議所

（順不同、敬称略）

| | | |
|---|---|---|
| 高橋 | 公男 | 奈良交通㈱社長 |
| 奥田 | 由三 | 奥田布帛㈱会長 |
| 福田 | 楢蔵 | ㈱アラナラ社長 |
| 橋本 | 蔵治 | ㈱白銅屋橋本商店社長 |
| 乾 | 太郎 | ㈲奈良明新社社長 |
| 吉川 | 晃 | 奈良吉川産業㈱専務 |
| 阪田冨三郎 | | ㈲いろは旅館社長 |
| 松岡 | 太郎 | 三笠物産㈱社長 |
| 今西清兵衛 | | ㈱今西清兵衛商店社長 |
| 田中 | 亀吉 | ㈲森永食堂社長 |
| 大東 | 善治 | ㈱大和山荘社長 |
| 阪本 | 善雄 | ㈲常磐社長 |
| 杉本 | 勝彦 | 奈良近鉄タクシー㈱社長 |
| 垣内 | 寛一 | ㈱垣内商会社長 |
| 水谷 | 嘉六 | ㈱あかしや商店社長 |
| 上林 | 安彦 | 上林化学㈱社長 |
| 杉山 | 嘉一 | 杉山繊維工業㈱社長 |
| 阪田 | 勇 | 精宏軒代表者 |
| 綿谷仙治郎 | | ㈱呉竹精昇堂会長 |
| 下出久治郎 | | ㈱下出商会社長 |
| 村松 | 千里 | シルバーウイスキー㈱専務 |

他に正副会頭参画

## 十人採用決定す

上記委員会の決定に従い中高年令層（三十五才以上及び失業保険受給者）を対象として集団求人面接を行うため奈良公共職業安定所との共催で希望申込を聴取したところ六十一事業場から四百三十六人（男子二百十二人、女子二百二十四人）の求人希望があり、三回に亘って採用面接を実施する事になった。

その第一回面接は十月十四日に実施され、二十事業場に対し多数の求職者が訪れ、労働力不足解消のため話し合い交渉で了解点に達するものもあり、当日採用決定者は十人となり、可成りの成果を挙げた。

（第二回は十月二十一日、第三回は十月二十八日実施の予定）



# 今後の労働力確保に

## 「中高年令層の採用を考えよう」

最近人手不足はますます深刻になってきた。日銀の三九年一月～六月の中小企業業況予測によれば、経営上のあい路として人手不足をあげている企業が、六三%と圧倒的に多い。また経済同友会が行なった調査結果でも「労働力確保」だと答えた企業が三四%もある。これは、いずれも中小企業についての調査ですが最近は大企業でも労働力確保が大きな問題となりつつあり数年来、労働力の削減に腐心してきた石炭鉱業でさえ最近はむしろ労働力の確保を問題にし始めている。

このような状態が更に進むとすれば、近い将来には人手不足が、わが国の企業経営に大きく阻害する要因にならないとはいえない。われわれは、このような状態が進んでいくのを、手をこまねて見ているわけにはゆかない。人手不足の問題については、企業経営者の皆さんと政府とが一体となって取り組んでゆく必要があることはいうまでもない。その解決策としては、どのような対策が必要か、各企業でも種々対策を講じておられることと思います。

初任給引上げ、住宅、福利厚生施設の充実などで新規学卒者の確保をはかり、新しい機械、技術導入による生産性向上や事務、作業の合理化によって人手の節約をはかり、更に既成工業地帯に立地していたのでは人を集めにくいので比較的労働力の豊富な地方へ工場を移転するといったところもあるだろう。しかし以上あげた対策以外に、もう一つ極めて重要な対策を、企業経営者の皆さんにぜひ考えていただきたい、それは「中高年令者の活用」ということである。職業安定所でとり扱っている業務統計からみると「人手不足」あるいは「求人難」というのは「若い労働者についていえるだけ」であって、中年すぎの人々については、依然として、求職者数のほうが求人数よりはるかに上回っています。

例えば、三九年に中学校高等学校を卒業した人たちには、求職者一人に対して求人がそれぞれ三、九人、三、四人もあった、こうした新規学卒者を除いた三四才未満についても、昨年一〇月現在で、求職者一人に求人一人の割合であったが、三五才以上のいわゆる中高年令者については、逆に求人一人に対して求職者は二、二人である。なかでも五〇～五四では求人一人に対して求職者は四人、五五才以上では求人一人に対し求職者は一五人という割合であった。このような数字を見ただけでも、人手不足対策として「中高年令者の活用を考えなければならないことの必然性」がおわかりいただけると思います。

新しく中学校を卒業して就職する者は今後減少の一途をたどり、四五年には今の二分の一以下となると考えられ、高校、大学を含めた新規学校卒業者全体としても四一年度を境としてその数は急激に減少に向うと考えられるのに対し、中高年令者の数は人口構成の老令化について今後大幅に増加すると考えられるからであります。中高年令者の雇用については、若い労働者の場合にはないような種々雑多な問題が多いことはわれわれも十分承知しているが、以上のような事情を考えるならば、今後必要とする労働力の需要をみたすには、好むと好まざるとにかかわらずその相当部分を中高年令者の労働力に依存せざるを得なくなることが事実であると考えられます。またこのような観点から、政府は従来から各企業が中高年令者を雇い入れられる場合、いろいろの援助措置を講じており、また昨年一〇月には職業安定法の一部を改正して「中高年令失業者等に対する就職促進の措置」の制度を設け、本格的にこの問題と取り組んでいる。しかしながら、この問題については実際に中高年令者を雇用する立場の企業経営者のご理解と努力に待たねばならないのであるが、経営者は企業内の労働者の配置を再検討され、中高年令者の方が向いている仕事、中高年令者で十分できる仕事を若い労働者にまかされている場合は若い労働者は、その人々にしかできない仕事に回し、その職場を中高年令層に明け渡すようにしたら今後の労働力の充足が幾分かでも緩和されるのではないでしょうか。

なお、中高年令者の援助措置については、奈良公共職業安定所または、当商工会議所までお越しください。



小規模事業指導室

# 奈良市中小企業融資制度御案内

奈良市では中小企業の近代化と発展振興を計るため中小企業融資制度を始める事になりました。取扱時期は年間随時でありますので、せいぜい御利用下さい。

| 融資制度 / 事項 | 小口融資 | 近代化設備資金 |
|---|---|---|
| 融資の対象 | 事業資金 設備資金 運転資金 | 設備近代化に必要な資金 共同施設・機械購入・工場・店舗改造等に必要な資金 |
| 資格要件 | 資本金又は出資金1,000万円以下又は従業員50人以下の会社・個人。市内で6ヶ月以上同一事業を行っていること。市税を完納していること。 | 資本金又は出資金5,000万円以下又は従業員300人以下の会社・個人又は組合 市内で6ヶ月以上同一事業を行っていること。市税を完納していること。 |
| 貸付限度 保証料 | 一企業 30万円以内 日歩 3厘 | 一企業 200万円以内 日歩 3厘5毛又は4厘 |
| 貸付期間 | 1ヶ年以内 | 3ヶ年以内(据置期間6ヶ月を含む) |
| 保証人 | 連帯保証人 2人 | 連帯保証人 2人 |
| 担保 | 原則として徴求しない | 必要に応じて徴求する |
| 返還方法 | 月賦・分割又は一括 | 月賦又は分割 |
| 取扱金融機関 | 銀行、相互銀行、信用金庫、商工中金、国民金融公庫 | 銀行、相互銀行、信用金庫、商工中金、国民金融公庫 |
| 取扱時間 | 年間随時 | 年間随時 |
| 申込の窓口 | 奈良市観光商工課 奈良商工会議所 | 奈良市観光商工課 奈良商工会議所 |

## 企業の近代化はオートスライドで！

オートスライドで経営の勉強を

### 今回の新しいスライド名

1 工業関係
- 人間関係のポイント
- 職場のモラール
- 新しい人間関係
- やさしい複式簿記
- 教え方の四段階
- あなたもコストダウンが出来る

2 商業関係
- 店頭販売の秘訣(接客編)
- 繁栄する商店街
- 今日の店舗明日の繁栄
- これからの小売商店の生きる道
- 税金をおそれない経営
- 販売効率を上げるには

～～～～～～～～～～

無料出張上映

お申込は 奈良商工会議所
小規模事業指導室へ
TEL(2)6075

# どうぞよろしく
## 新入会員ご紹介

◆南都センター（高原庄道）瓦堂町◆郡山信用金庫学園前支店（奥田昇）学園北二丁目◆井上窯業㈱奈良営業所（井上秋次）西木辻瓦町◆大和興産㈱（町田忠）東向中町◆松岡繊維工業㈱（松岡信義）北之庄町◆阪田建材店（阪田太一）杉ヶ西町◆三晃食品㈱（柿浦孝啓）京終地方東側町◆上川広告用品店（上川辰三）椿井町◆大和レース工場（新土居勝四郎）神殿町◆大和パーツ（川口昌良）西木辻瓦町◆松栄無線電業社（青木松栄）中清水町◆鹿野園温泉土地㈱（鍵田忠三郎）大森町◆不二商事㈱（染田藤義）尼ヶ辻町四丁目◆二鶴（堀内正一）椿井町◆㈱大阪チェンストア（福井登）椿井町◆上北薬局（上北正文）油阪町北三丁目◆精宏社銃砲（門根彪）北市新道町◆㈱土音（吉田慶治）法蓮町◆宮本材木店（宮本政司）船橋町◆㮚（森本和美）角振町◆㈲広進社（藤田佳巳）油阪町◆レストラン若草（山中勝）東向北町◆丸井自動車（丸井国男）杉ヶ町◆日本シャッター奈良製作所（巽啓）東包永町◆奈良ユーズ㈱（田附与一郎）東九条町◆㈱高島電機工作所（高島弥）押上町◆武沢運送（武沢甚六）東包永町◆松木鈑金㈱（松木政美）添川町◆奈良センター（岩本茂一）油阪一丁目◆奈良京タンス店（猪坂光春）南城戸町◆若草ホテル（山脇重吉）油阪一丁目◆あぶらや旅館（柳田福子）油阪一丁目◆㈲三輪自動車商会（田中豊作）三条川崎町◆㈱奈良充電所（金村慶一）三条町◆㈱みかさ堂（岡田弥惣治）東向北町◆㈱マキタ電機製作所奈良出張所（中根正伸）杉ヶ町◆森村商店（森村芳雄）三条通り二丁目◆西浦履物店（西浦利次）三条通り二丁目◆西口糸店（西口治）大豆山町◆ロマンス寝具工業㈱（足田薫）尼ヶ辻町◆オクダ商店（奥田重雄）船橋町◆井木電気（井木昌照）西木辻瓦町◆三音商店（井上初太郎）東横枕町◆万年堂（西正治）角振町◆㈱寿べーカリー（岡井昭夫）西木辻町◆第百生命保険相互会社奈良営業所（中田均）小西町◆㈱野田組（野田繁夫）般若寺町◆植田商事㈱奈良営業所（植田昭治）尼ケ辻町◆坂本電機工業所（坂本篤信）尼ケ辻町◆中村屋（中村政吉郎）三条通り一丁目◆吉村食用色素（吉村芳太郎）油阪町北三丁目◆松岡洋家具店（松岡初男）西大寺町◆奈良ゴム商会（橋川岩央）杉ヶ西町◆㈱新谷工務店（新谷久太郎）西包永町◆古市旅館（安井のぶ）東寺林町◆㈲山中商店（山中祥光）鵲町◆㈲吉野（加納新三郎）今御門町◆松田商店（松田久和）水門町◆山末建材（山村末治）東之坂町◆中西ふとん店（中西博）西城戸町◆丸和不動産（小西康裕）西大寺東町◆岩井田洋装店（岩井田ユキ）浄言寺町◆㈱東京商工興信所奈良支所（井上三郎）東向中町◆奈良相互運送㈱八田栄二郎（西木辻町）◆奈良ダイハツ㈱（海保勝雄）南京終町◆協和プリンス自動車㈱（大谷政吉）南京終町◆今小路電業㈱（西岡末子）今小路町◆静観荘（増森博）東木辻町◆安田生命保険相互会社奈良営業所（田村博）上三条町◆㈱春日ホテル（増田孝雄）登大路町◆㈱グリーンライト奈良営業所（早田芳則）西木辻綿町◆福田栄養研究所（福田純一）佐紀中町◆倉嶋食品工業（倉嶋昌次）芝辻南町◆飯田文具事務機店（飯田栄蔵）油阪一丁目美鹿マーケット内◆小西商店（小西基之）上清水町

## 取照引会

### 売り希望　買い希望

仏面・能面・時計バンド・紙製品・乳母車・子供乗物・桐下駄・靴材料・農機具・建材建築用金物・海産物・乾物・家具・和洋菓子・缶・レモン　箸袋・蚊帳の生地　神仏民芸品・茶せん・フライビンズ・工業用削墨・乳酸菌・鹿に関係した土産品・カミハクシ・ユーサン（薬）



# 奈良市内小売物価動向表

（昭和39年9月）

| 品目＼月別＼地域別 | | 38年 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 39年 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 総平均 | 奈良 | 115.4 | 116.1 | 115.3 | 115.3 | 114.1 | 112.9 | 112.7 | 113.9 | 133.3 | 114.4 | 111.4 | 116.8 |
| | 大阪 | 111.1 | 110.9 | 110.9 | 111.1 | 111.1 | 112.0 | 112.3 | 112.8 | 112.8 | 113.2 | 112.6 | 112.4 |
| | 東京 | 114.9 | 114.1 | 113.8 | 113.9 | 113.3 | 112.9 | 113.0 | 113.1 | 113.1 | 113.2 | 114.0 | |
| 食料品 | 奈良 | 118.7 | 119.3 | 117.6 | 117.3 | 118.5 | 115.1 | 115.1 | 118.2 | 118.0 | 118.3 | 119.8 | 131.3 |
| | 大阪 | 119.6 | 118.3 | 118.0 | 117.4 | 117.4 | 119.5 | 120.5 | 121.1 | 120.9 | 121.2 | 120.0 | 119.6 |
| | 東京 | 123.3 | 121.2 | 120.2 | 120.7 | 119.9 | 119.6 | 119.7 | 119.5 | 118.6 | 118.9 | 121.3 | |
| 穀類 | 奈良 | 116.5 | 116.8 | 116.2 | 115.8 | 115.9 | 115.9 | 115.9 | 115.8 | 116.7 | 116.7 | 116.7 | 116.7 |
| | 大阪 | 115.8 | 115.7 | 115.4 | 115.8 | 116.3 | 116.3 | 116.2 | 116.1 | 117.0 | 120.8 | 120.8 | 120.8 |
| | 東京 | 111.0 | 111.3 | 111.3 | 112.5 | 113.0 | 113.9 | 115.2 | 114.9 | 114.9 | 114.9 | 114.9 | 114.9 |
| 粉、粉製品 | 奈良 | 108.6 | 108.6 | 108.6 | 108.6 | 108.6 | 108.6 | 108.6 | 110.9 | 113.6 | 113.6 | 113.6 | 113.6 |
| | 大阪 | 112.6 | 112.6 | 113.6 | 114.2 | 127.7 | 131.5 | 145.6 | 145.2 | 145.2 | 145.2 | 145.2 | 145.2 |
| | 東京 | 106.6 | 109.1 | 109.1 | 109.1 | 109.1 | 109.1 | 109.1 | 109.3 | 109.3 | 109.3 | 109.3 | |
| 野菜 | 奈良 | 167.8 | 164.0 | 149.0 | 145.9 | 141.7 | 132.6 | 136.0 | 194.2 | 173.2 | 141.2 | 125.0 | 156.3 |
| | 大阪 | | | | | | | 奈良 | 151.5 | 167.9 | 122.8 | 116.4 | 114.7 |
| | 東京 | 199.4 | 177.8 | 172.7 | 142.0 | 123.2 | 130.0 | 132.4 大阪 | 172.2 | 161.3 | 141.5 | 146.0 | |
| 果物 | 東京 | 205.2 | 175.6 | 166.0 | 160.1 | 147.1 | 136.2 | 149.5 奈良 大阪 東京 | 132.3 157.3 143.6 | 130.9 127.1 122.4 | 191.2 144.2 247.9 | 211.0 126.2 172.8 | 511.6 125.7 |
| 鮮魚 | 奈良 | 118.1 | 130.2 | 123.4 | 126.9 | 119.6 | 113.2 | 114.6 | 126.9 | 114.2 | 105.5 | 141.8 | 147.4 |
| | 大阪 | 154.4 | 147.1 | 142.8 | 149.0 | 137.5 | 148.1 | 152.6 | 139.8 | 130.1 | 142.1 | 136.2 | 126.6 |
| | 東京 | 174.9 | 162.8 | 149.0 | 149.2 | 160.6 | 171.3 | 150.0 | 159.4 | 166.2 | 171.1 | 189.6 | |
| 乾物 | 奈良 | 166.5 | 154.2 | 155.2 | 152.8 | 149.7 | 147.5 | 144.4 | 150.7 | 179.9 | 181.7 | 186.0 | 190.5 |
| | 大阪 | 127.4 | 128.6 | 128.6 | 130.3 | 135.3 | 146.0 | 145.7 | 141.2 | 141.6 | 141.6 | 140.6 | 140.6 |
| | 東京 | 125.2 | 125.2 | 125.1 | 127.9 | 134.3 | 144.5 | 147.7 | 161.9 | 161.9 | 162.7 | 160.9 | |
| 畜産食品 | 奈良 | 114.1 | 114.5 | 114.6 | 116.0 | 115.8 | 115.9 | 115.3 | 113.7 | 110.7 | 112.6 | 112.6 | 112.6 |
| | 大阪 | 102.0 | 102.1 | 102.4 | 103.7 | 105.4 | 107.9 | 106.7 | 107.2 | 107.1 | 109.2 | 108.2 | 108.2 |
| | 東京 | 126.1 | 125.8 | 126.1 | 130.8 | 127.0 | 124.8 | 119.8 | 117.7 | 117.6 | 121.4 | 120.7 | |
| 調味料 | 奈良 | 112.4 | 119.1 | 120.6 | 119.1 | 118.2 | 118.0 | 116.2 | 113.8 | 113.8 | 113.8 | 110.1 | 110.1 |
| | 大阪 | 121.5 | 123.0 | 123.8 | 124.0 | 124.0 | 122.9 | 123.2 | 121.8 | 121.8 | 121.4 | 120.5 | 120.5 |
| | 東京 | 116.6 | 119.2 | 122.7 | 122.1 | 199.9 | 118.6 | 118.6 | 117.5 | 117.5 | 116.2 | 113.8 | |
| 加工食品 | 奈良 | 113.1 | 138.4 | 134.6 | 137.3 | 139.9 | 136.0 | 134.9 | 128.7 | 126.1 | 126.1 | 126.1 | 126.1 |
| | 大阪 | 138.6 | 137.7 | 137.6 | 142.2 | 143.9 | 149.3 | 157.9 | 155.1 | 155.1 | 155.1 | 155.1 | 155.1 |
| | 東京 | 140.7 | 143.3 | 143.3 | 142.3 | 143.3 | 143.3 | 141.7 | 139.5 | 139.5 | 139.5 | 142.5 | |
| 菓子 | 奈良 | 110.9 | 111.7 | 112.3 | 112.3 | 111.5 | 111.5 | 110.7 | 110.8 | 110.8 | 110.8 | 110.8 | 110.8 |
| | 大阪 | 114.6 | 114.6 | 116.9 | 117.9 | 121.7 | 125.8 | 125.8 | 124.1 | 124.1 | 124.1 | 124.1 | 124.1 |
| | 東京 | 117.0 | 117.0 | 117.0 | 118.6 | 118.6 | 118.6 | 118.6 | 118.3 | 118.3 | 118.3 | 118.3 | |
| 嗜好品 | 奈良 | 97.9 | 98.1 | 98.1 | 98.1 | 98.1 | 98.1 | 98.1 | 98.7 | 98.7 | 92.7 | 98.7 | 98.7 |
| | 大阪 | 102.1 | 102.5 | 102.5 | 102.5 | 102.9 | 102.9 | 102.9 | 101.2 | 101.2 | 101.2 | 101.1 | 101.1 |
| | 東京 | 88.1 | 100.7 | 100.7 | 100.7 | 100.7 | 100.7 | 100.7 | 100.8 | 100.8 | 100.8 | 100.8 | 100.8 |
| 繊維品 | 奈良 | 112.9 | 113.0 | 112.5 | 112.6 | 109.7 | 105.7 | 104.0 | 112.6 | 109.1 | 107.5 | 104.2 | 100.7 |
| | 大阪 | 99.7 | 101.2 | 102.0 | 103.7 | 103.5 | 101.4 | 99.5 | 107.4 | 107.3 | 107.7 | 107.3 | 107.2 |
| | 東京 | 105.1 | 105.0 | 105.4 | 104.4 | 103.4 | 101.7 | 101.5 | 104.2 | 107.2 | 107.5 | 106.4 | |
| 建材家具 | 奈良 | 116.4 | 116.6 | 116.9 | 118.4 | 118.4 | 118.4 | 119.0 | 114.0 | 107.4 | 106.4 | 105.6 | 105.6 |
| | 大阪 | 118.5 | 118.5 | 118.6 | 118.6 | 118.7 | 119.7 | 119.6 | 119.7 | 120.0 | 119.9 | 119.8 | 119.8 |
| | 東京 | 119.0 | 119.2 | 119.7 | 119.5 | 119.5 | 119.4 | 119.5 | 120.6 | 119.2 | 119.5 | 119.5 | |
| 燃料 | 奈良 | 120.5 | 122.6 | 133.4 | 133.4 | 133.4 | 132.8 | 130.3 | 126.5 | 107.4 | 117.8 | 117.8 | 114.1 |
| | 大阪 | 120.1 | 121.0 | 124.6 | 125.0 | 124.4 | 124.3 | 123.6 | 116.3 | 116.3 | 118.1 | 117.9 | 117.9 |
| | 東京 | 112.9 | 115.8 | 117.2 | 118.3 | 117.8 | 117.7 | 117.1 | 117.0 | 117.0 | 115.6 | 114.7 | |
| 機械器具 | 奈良 | 94.1 | 94.0 | 94.0 | 94.0 | 94.0 | 94.0 | 94.0 | 92.9 | 96.3 | 85.0 | 85.0 | 85.0 |
| | 大阪 | 94.8 | 94.5 | 94.5 | 94.5 | 94.6 | 94.6 | 94.6 | 94.1 | 94.1 | 94.5 | 94.5 | 94.5 |
| | 東京 | 92.3 | 92.1 | 92.1 | 92.1 | 92.1 | 91.8 | 91.8 | 88.0 | 87.4 | 86.7 | 86.7 | |
| 雑品 | 奈良 | 113.1 | 114.5 | 113.3 | 114.3 | 112.0 | 113.3 | 114.1 | 111.4 | 110.2 | 109.2 | 108.7 | 108.7 |
| | 大阪 | 103.7 | 94.5 | 103.8 | 104.7 | 105.0 | 106.3 | 108.1 | 107.7 | 108.1 | 108.5 | 108.3 | 108.4 |
| | 東京 | 112.9 | 113.9 | 113.6 | 114.3 | 113.9 | 114.7 | 115.3 | 116.3 | 116.0 | 116.3 | 115.9 | |

【注】此表は昭和三十五年を基準とした月別三都市比較小売物価指数表で調査対象品目一九一を全国の会議所において毎月十五日に一斉実施されるもので、経済に敏感な二大都市を対比して一目瞭然興味深いものであります。

解説(1)

# 中小企業近代化促進法の解説

## (一)制定のいきさつ

従来この近促法が施行される以前には例の「中小企業業種別振興臨時措置法」があって、当業界でも法律適用対象業種として指定を受け、大きな期待が寄せられていたのですが、結果は業界実態調査と改善事項の発表に止まり、改善のための資金面での法的裏付も、また、税制上の恩典もなく、したがって業界自体業種指定以前とは何等変りばえがないという有様で、中小企業対策にしては甚だ効果の薄いきらいがありました。

その後、中小企業界には著効のある政府施策もないままに技術革新の急速な進展、需給構造の急激な変化、さらに深刻な労働者不足などきびしい環境にとりまかれるようになり、このままでは時流にとり残され、ひいては企業そのものが脱落してしまう危機に直面するようになりました。

そこで政府では中小企業対策を真剣にとりあげ、昭和三十九年三月、「中小企業基本法」を制定の上、従来の中小企業業種別振興臨時措置法を発展的に解消させ、基本法の関連法律の一つとして、もっと実のある施策ないし恩典を織込み、さらに当面緊急を要する中小企業近代化を最重点的に推し進めてゆくために昭和三十八年四月一日施行をみましたのが、この中小企業近代化促進法なのです。

## (二)ねらい

中小企業が自分の力で近代化を促進するためには、まずいろいろと下準備が必要で、例えば、近代化しろといわれてもその結果に基づいて業界の総合的な近代化基本計画が立案される訳ですが、その一体どの点をどのようにすべきか、あるいは将来の目標をどこにおくべきか、といったいろいろなことを決めてゆかねばなりませんが、このようなことを単独の企業ではなかなかむずかしいことです。

そのため政府では担当官庁の職員や学術経験者の内、こういう問題にくわしい人々からなる政府機関(近代化審議会)で、総合的な調査研究をして、いろいろと対策を立案してくれることになっております。また、近代化するための設備資金の調達についても、政府があっせんの労をとる他、割増償却とか税金の軽減ないしくり延べなどの特別措置を講ずるなど、要は中小企業が今まで自らの手では充分なし得なかった近代化を政府の力添えで何とか促進してゆこうとするのが大きなねらいといえるでしょう。

## (三)この法律でどんなことをして貰えるか

この近促法に基づいて政府は指定業種になった業界もしくは企業につぎのような措置を講ずることになっています。

### (1) 近代化基本計画の策定

まず、近代化審議会を中心に指定業種に対し広範な業界実態調査が実施され、

(イ) その結果に基づいて業界の総合的な近代化基本計画が立案される訳ですが、その基本計画には次の事項が含まれます。

(ロ) 目標年度における製品の性能または品質、生産費、適正な生産の規模または方式その他の近代化の目標

(ハ) 目標年度において当該指定業種の製品または輸出の見通し、または必要に応じて次の事項も定める。

〔注〕※目標年度とは、原則として昭和四十三年度を指します。

(ニ) 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

(ホ) 経営管理の合理化または技術もしくは技能の向上に関する事項

(ヘ) 事業の共同化、工場などの集団化、その他中小企業構造の高度化に関する事項

(ト) 競争の正常化または取引関係の改善に関する事項

(チ) 需要の開拓に関する事項

(リ) その他近代化の目標を達成するために必要な事項

次に以上の目標を定めた後、その目標を達成するため、業界が実施すべき近代化対策として、次の事項が立案されます。



### (2) 近代化実施計画の策定と指導

政府は、(1)の基本計画の実施を図るため必要な実施計画を定めることになっており、これを定めたときはその業種の団体に対し必要な指導が行なわれることになっております。

### (3) 近代化資金のあっせん

上記近代化実施計画に基づいて、個々の企業が近代化してゆくために必要な設備資金が円滑に行くよう、政府は「資金の確保またはその融通のあっせんに努めるものとする」(第六条)と規定されており、具体的な内容については、なお検討されているようでありますが、要するに政府が資金の確保を法規に明言するようになったのは、中小企業対策としては一歩前進したものといえましょう。

### (4) 事業転換の指導と必要資金のあっせん

需給の構造その他経済的事情の変化に即応して事業を転換しようとする企業があるときは、政府でその事業の転換を円滑に行なうことができるようにするために必要な指導がなされます。

また政府は事業の転換のために必要な資金の融通のあっせんに努めることになっています。

その他政府は転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めることになっています。

### (5) 税制上の特別措置

この税制上の特別措置は、各企業にとって税金を安くしてもらえたりその他いろいろと特別優遇措置を講じてもらえることになっておりますので、何といっても大きな恩典でありましょう。

従って、この措置の内容については項を改めてくわしくご説明しましょう。

## (四)税金面でどんなが？

(恩典そのI)

固定資産の割増償却ができます。

(近促法第九条)

**適用対象企業**

まずこの割増償却の規定の適用を受けることのできる法人または個人は、次の三つの要件を充たしていなければなりません。

(1) 青色申告書を提出している法人または個人であること。

(2) 期末現在において近促法第九条に規定する中小企業であること。

〔注〕※ここでいう中小企業とはこの割増償却の適用を受けようとする事業年度終了の日における資本金の額または出資の総額が五、〇〇〇万円以下で、かつ常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の法人または常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の個人であることが必要です。

※従って期末資本金の額が五、〇〇〇万円以下でも、常時使用する従業員が三〇〇人をこえる法人とか、従業員が三〇〇人以下でも期末資本金額が五、〇〇〇万円をこえる法人は、該当しません。

※常時使用する従業員とは、常用であると、日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所または事業所に常時就労している職員、工員をいいます。但し、役員は含みません。

(3) 各事業年度または各年において指定事業を主として営なむもの。

〔注〕※指定事業とは、当業界では内需、輸出を問わず「繊維製の既製の外衣もしくは下着(和装用またはメリヤス製の外衣および下着を除く。)またはハンカチーフの製造業」(近促法施行令第二条)をいいます。

従って一部家庭用品、例えばスカーフ、マフラー、ベットシーツ、クッションカバー、等の外衣、下着でないようなものは除かれます。

※製造業とは、輸出縫製品業にみられるような賃加工業も含まれます。

但し、自らは製造を行なわないで自己が所有する原材料を下請工場等に支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売する製造問屋は含まれません。

**適用期間**

指定業種は、いったん指定されるとその後において指定をとり消されない限り近促法が廃止されるまで指定業種といわれるが、税法上、指定業種というのは、**業種指定を受けた日から、五年を経過する日を含む事業年度または年の終了の日までの間に限りということとされております。**

〔注〕例えば、当縫製品業種の場合(業種指定昭三十九年四月六日)の適用期間をみてみましょう。

(1) 年(三月、九月)二回決算の場合
昭和三十九年九月決算期より昭和四十四年九月決算期まで一一事業年度の間

(2) 年(三月)一回決算の場合

昭和四十年三月決算期より昭和四十五年三月決算期まで六事業年度の間（図示）




〔注〕※指定事業（縫製品業）以外の事業に使うものでもかまいません。

※「機械および装置」には、コンベア、ホイスト、等の搬送設備を含みます。

※「工場用建物の附属設備」には暖冷房設備、照明設備、通風設備、昇降機その他工場用建物に附属する設備を含みます。

**適用対象機械**

割増償却の適用対象となる資産には次のものがあります。

(1) 機械および装置

(2) 工場用建物およびその附属設備

**適用対象にならないもの**

事務所、社宅、構築物、船舶、乗用車トラック等の車輌運搬具、工具、器具および備品等

**適用の重複が認められないもの**

次に掲げる特別償却の適用を受ける資産については、この近促法の割増償却の適用は受けられません。

(1) 合理化機械の初年度三分の一特別償却

(2) 試験研究用機械設備等の初年度三分の一特別償却

(3) 新技術企業化用機械設備等の初年度三分の一特別償却

(4) 低開発地域等における工業用機械等の初年度三分の一特別償却

(5) 海外支店用設備等の特別償却

〔注〕※とくに当業界で関係のあるのは

(1)合理化機械の初年度三分の一特別償却（特殊ミシン、裁断機、仕上機延反機を取得し事業の用に供した場合は、その事業年度において取得価格の三分の一相当額を特別償却できる）ですが、この適用を受けた場合は、近促法の割増償却はできません

※但し、次年度以降はもちろん重複になりませんから適用対象となります。

**適用の重複が認められるもの**

輸出振興税制として、四月一日以降実施の輸出特別償却制度（普通償却額×輸出比率×八〇%相当額を特別償却できる）の適用を受けたものでも、この近促法の割増償却が重複してできます。

**割増償却額の計算**

割増償却のできる額は次の通りです。

その事業年度（または各年）の普通償却範囲額（但し前期から繰り越された前五年以内の償却不足額があるときは、その償却不足額を控除した金額）の三分の一に相当する金額

従ってその事業年度の償却範囲額の計算は次の通りになります。

普通償却範囲額＋（普通償却範囲額×1/3）＝指定業種企業の償却額

さらに輸出をやっている場合は、上記の償却額に次のものが加算されます。

輸出比率×80%×普通償却範囲額＝輸出特別償却額

〔注〕※例えば、A工場で、その事業年度の普通償却が九〇万円で、輸出取引額が全売高の五〇%を占めている場合、償却できる額は次の通りとなります。

※（前期から繰り越された前五年以内の償却不足額はない場合）

90万円＋（90万円×1/3）＋50%×80%×90万円＝156万円「〔近促法の特別償却〕」「〔輸出特別償却〕」

※（前期から繰越された前五年以内の償却不足額一〇万円ある場合）

償却額は不足額一〇万円を差引いた八〇万円を基礎に算出されます。

80万円＋（80万円×1/3）＋10万円

**適用申告手続**

以上の割増償却は、無条件に認められるものではなく、適用を受けようとするためには、次のような手続をしなければなりません。

(1) 会社決算においてその割増償却額を計上する。

(2) 確定申告書等に償却範囲額の計算に関する明細書を添付する。

（申告書別表九または一〇に記載することで充足）

割増償却をしなかった場合

償却不足額として翌期に繰り越すことが認められているから、確定申告書別表九または一〇にその不足額の明細を記載することを忘れてはいけません。

〔注〕記載を怠ったときは、その償却不足額を翌期以降に繰り越すことは認められません。

（恩典そのⅡ）

**合併時の清算所得に対する課税が繰のべできます。（第八条）**



**適用対象法人**

次の三つの要件を充たしている法人に限ります。

(1) 中小企業近代化基本計画が定められた指定業種に属する事業を営なむ青色申告法人であること。

〔注〕中小企業近代化基本計画は業界実態調査の上遅くとも昭和四十二年三月三十一日までには作成されることになっています。

(2) 近促法に規定する中小企業に該当する法人であること。

〔注〕ここでいう中小企業とは、期末の資本金額が五、〇〇〇万円以下または常時使用する従業員の数が三〇〇人以下で、二つのいずれかに該当すればいい。（割増償却の場合は双方に該当しなければいけない。）

(3) 基本計画が定められた日から五年以内に主務大臣からその合併につき承認を受けた法人であること。

〔注〕合併が近代化基本計画を達成するために有効適切なものである旨の主務大臣の承認を受けることになっています。

**適用を受けることができる合併の要件**

この税制上の特例の適用を受けるためには、次の三つの要件を充たした合併でなければなりません。

(1) 主務大臣の承認を受けた合併であること。

〔注〕同じ指定業種同志の合併に限ります。但し、同じ指定業種でも大企業との合併は認められません。

(2) 特殊関係（親子会社）のある法人間の合併でないこと。

(3) 合併につき主務大臣の承認を受けた日から一年を経過する日までに合併が行なわれること。

**課税特例の内容**

従来……被合併法人の清算所得のうち評価益から成る金額については四三%の税率で法人税が課せられていた。

特例……清算所得のうち評価益から成る金額相当額を合併法人が圧縮記帳し、その圧縮部分の金額を特別勘定として経理することを条件として被合併法人の清算所得に対する課税を繰延べる。

（恩典そのⅢ）

**現物出資した場合の譲渡益に対する課税が繰延べできます。**

**適用対象法人**

次の四つの要件を充たしたものに限ります。

(1) 青色申告書を提出する法人

(2) 中小企業近代化基本計画が定められた指定業種に属する事業を営なむもの。

(3) 合併の場合の課税特例と同じ要件の中小企業企業者であること。

(4) 基本計画が定められた日から五年以内の主務大臣からその現物出資は基本計画達成に有効適切である旨の承認を受けたもの。

**適用を受けることができる現物出資の要件**

この税制上の特例を受けるためには、次の二つの要件を充たしている現物出資でなければなりません。

(1) 主務大臣から、その現物出資は中小企業近代化基本計画を達成するために有効適切なものである旨の承認を受けた日から一年を経過する日までに行なわれた現物出資であること。

現物出資の資産とは

〔注〕主務大臣から承認を受けることができる現物出資の資産は、指定事業の用に供されるもので、次に掲げるものに限ります。

(イ) 工場の建物（その附属設備を含む以下同じ）および構築物（工場事務所および工場に附属する研究所の建物および構築物を含む。）その他生産の用に供する建物および構築物ならびに生産の業務に従事する従業員の用に供することを主たる目的として設置する社宅その他の副利厚生施設ならびにこれらの用に供する土地または土地の上に存する権利

(ロ) 生産または試験研究の用に供する機械および装置

(ハ) 貨物の運搬の用に供する車輌および運搬具

(ニ) 工具ならびに生産または試験研究の用に供する器具および備品

(ホ) 無形固定資産（土地の上に存する権利を除く）

(2) 上記承認を受けた固定資産のうち土地もしくは土地の上に存する権利（以下これらを「土地等」という。）を出資した場合、および子会社等に土地等以外の固定資産を現物出資した場合には、出資受入法人がその受入資産につき圧縮記帳をなし、特別勘定を設けること。

**課税特例の内容**

従来……たとえば、帳簿価格一〇〇万円の資産を五〇〇万円で出資した場合に

は、その差額四〇〇万円は譲渡益として法人税が課されます。

特例……現物出資の見返りとして取得した株式について圧縮記帳の方法により差当り課税関係が生じないように措置されました。

**適用条件**

現物出資をした法人がそれにより取得した株式について計上した圧縮損につき税務計算上損金算入を認めてもらうためには、次の手続をしなければなりません

(1) 明細書等を法人税の確定申告書に添付する。

(法人税申告書の別表八の七に所要事項を記載することで充足)

(2) 申告書には主務大臣の承認書を添付する。

(恩典そのⅣ)

合併または現物出資に伴なう登録税が安くなります。

合併または現物出資をした場合に必要な登記の登録税は次のように軽減されます。(　)内は従来。

(1) 会社の設立または増資の登記資本金額(増資の場合は増資金額)の千分の三・五(千分の七)

(2) 合併による会社の設立または増資の登記資本金額(増資の場合は増資金額)の千分の一(千分の一・五)

ただし、資本もしくは増資金額が合併により消滅した会社の合併当時の資本金額をこえる場合には、そのこえる金額については千分の三・五(千分の七)

(3) 法人の設立、増資または事業に必要な資産の譲り受けの場合における不動産または船舶の権利の取得

不動産の価格の千分の六(千分の五〇)または船舶の価格の千分の四(千分の二八)

(4) 合併による法人の設立または増資の場合の不動産または船舶の権利の取得

不動産または船舶の価格の千分の二(不動産は千分の五〇、船舶は千分の二八)

以上

## 中小企業近代化促進法

(昭和三十八年法律第六四号)

**(目的)**

第一条　この法律は、中小企業の実態を調査して、その実態に即した中小企業近代化計画を策定し、その円滑な実施を図るための措置を講ずること等により、中小企業の近代化を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

**(定義)**

第二条　この法律において「中小企業者」とは、工業、鉱業、運送業、商業、サービス業その他の業種に属する事業を営む中小規模の事業者であって政令で定めるものをいう。

**(中小企業近代化基本計画)**

第三条　主務大臣は、中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であって政令で定めるもの(以下「指定業種」という。)に属する中小企業について、中小企業近代化基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

(1) 当該業種における事業活動の相当部分が中小企業者によって行なわれていること。

(2) 当該業種に属する中小企業の生産性の向上を図ることが産業構造の高度化または産業の国際競争力の強化を促進し、国民経済の健全な発展に資するためとくに必要であると認められること。

2　基本計画には、第一号または第二号の事項および必要に応じ第三号から第八号までの事項について定めるものとする。

(1) 製造業にあっては、次に掲げる事項

イ　目標年度における製品の性能または品質、生産費、適正な生産の規模または方式その他の近代化の目標

ロ　目標年度における当該指定業種の製品の生産または輸出の見通し

(2) 製造業以外の業種にあっては、前号の事項に準ずる事項

(3) 新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項

(4) 経営管理の合理化または技術もしくは技能の向上に関する事項

(5) 事業の共同化、工場等の集団化その他中小企業構造の高度化に関する事項

(6) 競争の正常化または取引関係の改善に関する事項

(7) 需要の開拓に関する事項

(8) 第三号から前号までに掲げるもののほか、近代化の目標を達成するために必要な事項



3　前項第一号または第二号の事項は、指定業種ごとに、内外の経済事情を勘案して定めるものとする。

4　主務大臣は、第一項の規定により基本計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。

**(中小企業近代化実施計画)**

第四条　主務大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な中小企業近代化実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定により基本計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。

**(中小企業近代化実施計画)**

第四条　主務大臣は、毎年、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため必要な中小企業近代化実施計画(以下「実施計画」という。)を定めなければならない。

2　主務大臣は、前項の規定により実施計画を定めたときは、その要旨を公表するものとする。

**(計画の変更)**

第五条　主務大臣は、経済事情の著しい変動のためとくに必要があると認めるときは、中小企業近代化審議会の意見をきいて、基本計画または実施計画を変更しなければならない。

2　前条第二項の規定は、前項の規定により実施計画を変更した場合に準用する。

**(資金の確保)**

第六条　政府は、実施計画に定める指定業種に属する中小企業の近代化のための設備の設置に必要な資金の確保またはその融通のあっせんに努めるものとする。

**(勧告)**

第七条　主務大臣は、基本計画に定める中小企業の近代化の目標を達成するため、当該基本計画に定める第三条第二項第五号または第六号の事項に関し、当該指定業種に属する事業を営む中小企業者が相互に協力して事業活動を行なうことがとくに必要であると認めるときは、当該中小企業者または当該中小企業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、同項の勧告のみによっては当該勧告に係る事項の実施が著しく困難であり、かつ、その主たる理由が当該中小企業者の事業と競合しもしくは関連する事業を行なう者(以下「関連事業者」という。)または当該関連事業者を構成員とする団体の事業活動にあると認めるときは、当該関連事業者または当該関連事業者を構成員とする団体に対し、必要な勧告をすることができる。

3　主務大臣は、前二項の勧告をしようとするときは、中小企業近代化審議会の意見をきかなければならない。

**(合併等の場合の課税の特例)**

第八条　主務大臣は、政令で定めるところにより、指定業種に属する事業(以下「指定事業」という。)を営む中小企業者に対し、その者が指定事業を営む他の法人である中小企業者と合併しまたは指定事業を営む他の法人である中小企業者に対して出資し、もしくは指定事業を営む他の中小企業者とともに出資して指定事業を営む法人を設立することにより、当該指定事業を営む中小企業者の事業の生産性が著しく向上し、かつ、当該中小企業者が当該指定業種に係る基本計画に定める近代化の目標に達することとなると認められる旨の承認をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であって法人であるものに対して同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該中小企業者に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人または当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

3　第一項もしくは前項の承認に係る合併後存続する法人もしくは当該合併により設立した法人または同項の承認に係る出資を受けた法人もしくは当該出資に基づいて設立された法人については租税特別措置法(昭和三十二年法律第二六号)で定めるところにより、法人税または登録税を軽減する。

**(減価償却の特例)**

第九条　中小企業者(資本の額または出資の総額が五千万円をこえる者および常時使用する従業員の数が三〇〇人をこえる者を除く。)であって指定事業を営むものは、租税特別措置法で定めるところにより、その有する固定資産について特別償却をすることができる。

**(転換の指導等)**

第十条　主務大臣は、需給構造その他の経済的事情の変化に即応して事業の転換を行なおうとする中小企業者の申出があった場合において、当該事業の転換が中小企業の近代化の促進に資する

ものであると認めるときは、当該中小企業者に対し、その事業の転換を円滑に行なうことができるようにするために必要な指導を行なうものとする。

2　政府は、必要があると認めるときは、前項に規定する事業の転換のために必要な資金の融通のあっせんに努めるとともに、当該転換に係る事業の従事者の就職を容易にするため必要な援助に努めるものとする。

（中小企業近代化審議会）

第十一条　通商産業省に、中小企業近代化審議会を置く。

第十二条　中小企業近代化審議会（以下「審議会」という。）は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、関係各大臣の諮問に応じ、中小企業の近代化に関する重要事項を調査審議する。

第十三条　審議会は、委員四〇人以内で組織する。

2　専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことができる。

第十四条　委員および専門委員は、関係行政機関の職員および中小企業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

2　学識経験のある者のうちから任命された委員の任期は、二年とする。

3　委員および専門委員は、非常勤とする。

第十五条　審議会に、会長を置く。

2　会長は、委員の内から互選する。

3　会長は、会務を総理する。

第十六条　第十一条から、前条までに定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（報告の徴収）

第十七条　主務大臣は、基本計画もしくは実施計画を定めまたは基本計画もしくは実施計画の円滑な実施を確保するため当該指定業種に属する中小企業の実態を明らかにする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより当該指定業種に属する事業を営む中小企業者に対し、その業務または経理の状況について報告を求めることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する場合において、関連事業者の事業活動が当該中小企業者の経営に著しい影響を及ぼしていると認めるときは、政令で定めるところにより、当該関連事業者に対し、その業務の状況について報告を求めることができる。

3　主務大臣は、前二項の報告を求めようとするときは、報告を求めるべき事項について審議会の意見をきかなければならない。

（主務大臣）

第十八条　この法律における主務大臣は当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、第七条第二項の勧告、第十条第一項の指導または前条第二項の報告の徴収に関しては、当該勧告、指導または報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によって設立された組合またはその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣およびその組合または連合会を所管する大臣）とする。

（罰則）

第十九条　第十七条第一項または第二項の規定による報告をせず、または虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して前項の刑を科する。

## 中小企業近代化促進法施行令

（昭和三十八年政令第三三七号）

（中小企業者の定義）

第一条　中小企業近代化促進法（以下「法」という。）第二条の政令で定めるものは、次のとおりとする。

(1)　工業、運送業その他の業種（次号および第三号に掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むものにあっては、資本の額または出資の総額が五千万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が三〇〇人以下の会社および個人

(2)　商業またはサービス業に属する事業を主たる事業として営むものにあっては、資本の額または出資の総額が一千万円以下の会社ならびに常時使用する従業員の数が五〇人以下の会社および個人



(3)　次の表の業種の欄に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むものにあっては、資本の額または出資の総額の欄に掲げる金額または出資の総額の欄に掲げる金額以下の会社ならびに常時使用する従業員の数がそれぞれ同表の従業員の数の欄に掲げる数以下の会社および個人

| | 業種 | 資本の額または出資の総額 | 従業員の数 |
|---|---|---|---|
| 一 | 陶磁器製のディナープレート、ティープレート、ブレッドアンドバタープレート、スーププレート、フルーツソーサー、プラター、ベーカー、グレービーボート、キャセロール、シュガーボール、クリーマー、ティーカップ ティーソーサーもしくはサラダボールまたはタイルの製造業 | 五千万円 | 九〇〇人 |
| 二 | ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く。） | 五千万円 | 九〇〇人 |
| 三 | 織物の機械染色整理業 | 五千万円 | 六〇〇人 |
| 四 | 綿糸、毛糸、人絹糸、またはスフ糸の卸売業 | 一千万円 | 一〇〇人 |
| 五 | 鉱業 | 五千万円 | 一、〇〇〇人 |
| 六 | 伸銅品製造業 | 五千万円 | 五〇〇人 |

（指定業種）

第二条　法第三条第一項の指定業種は、次のとおりとする。

(1)　清酒またはしょうちゅう（蒸留の方法が連続式蒸留機によるものを除く。）の製造業

(2)　繊維製衛生材料製造業（小分けのみを行なう製造に係るものを除く）

(3)　食肉、ハム、ソーセージ、ベーコン、コンビーフ、果実、ジャム、マーマレード、野菜トマトビューレートマトケチャップトマトジュースまたは水産物のかん詰またはびん詰（つけ物、しおからまたはつくだ煮のかん詰およびびん詰を除く。）の製造業

(4)　製糸業（座繰り生糸または座繰り玉糸の製造業を除く。）

(5)　みそ製造業

(6)　しょうゆ製造業

(7)　生パン製造業

(8)　普通合板製造業

(9)　みがき棒鋼製造業

(10)　ねじ製造業

(11)　歯車製造業

(12)　ミシンの頭部または足部（ベルト車および踏み板がないものを除く。）の部品の製造業

(13)　双眼鏡用のレンズもしくはプリズムもしくはこれらの半製品または双眼鏡の鏡体の製造業

(14)　銑鉄鋳物（鋳鉄管および可鍛鋳鉄を除く。）の製造業

(15)　銅、アルミニウムもしくはマグネシュウムまたは銅合金、アルミニウム合金もしくはマグネシウム合金の鋳物（ダイキャストを除く。）の製造業

(16)　作業工具製造業

(17)　金属熱処理業

(18)　自転車用のフレームもしくはその部品、どろよけ、ハンドル、ブレーキ、ギャクランク、ペタル、フリーホイルハブ、スポーク、サドルもしくはその部品、荷台、スタンド、チェーンケース、ベルまたはバルブの製造業

(19)　合成樹脂の圧縮または射出成型加工業

(20)　自転車用、リヤカー用または荷車用のタイヤまたはチューブの製造業

(21)　塗料（電気絶縁用のものおよび漆を除く。）の製造業

(22)　鋼製もしくは黄銅製の洋食器（すずまたは亜鉛でめっきしたものおよびほうろう鉄器であるものを除く。）またはその半製品の製造業

(23)　洋がさまたは洋がさ骨もしくはその半製品の製造業

(24)　人造真珠製、ガラス製もしくは合成樹脂製のばら玉（半製品およびガラス生地を含む。）またはこれらを用いた首飾り、腕飾り、耳飾りもしくはブローチの製造業

(25)　マッチ製造業

(26)　木製のたんす、戸だな、飾りだな、鏡台、机もしくは卓子（漆またはカシュー樹脂塗料を塗ったたんす、戸だな飾りだな、鏡台、机および卓子を除

く。）または寝台、いすもしくは腰掛けもしくはこれらの半製品製造業（わくを購入し、またはわくの製造を他人に委託して行なう寝台、いすまたは腰掛けの製造に係るものを除く。）

(27) シガレットライター製造業

(28) 陶磁器製の食卓用品、置物、おもちゃもしくはがいしもしくはこれらの半製品、電気機械器具の部品（半製品を含む。）またはタイルの製造業（本体を購入し、または本体の製造を他人に委託して行なうがいしの製造に係るものを除く。）

(29) 製革業

(30) 金属製のおもちゃ（アンチモン合金製のものおよび機械またはレンズを用いたものを除く。）ばねもしくはフリークッション機構によって作動するおもちゃまたは電動機によって作動するおもちゃであって乾電池を電源とするものもしくは本体が移動するものの製造業

(31) 塩化ビニール製のおもちゃ（前号に掲げるものを除く。）または置物の製造業

(32) メリヤス製造業

(33) 繊維製の既製の外衣もしくは下着および販売価格その他の取引条件に関する事項

(8) 労務に関する事項

(9) 生産費または販売費に関する事項

(10) 共同経済事業に関する事項

(11) 財務計算に関する事項

2 法第十七条第二項の規定により主務大臣が報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

(1) 生産または販売のための施設に関する事項

(2) 生産数量、受注数量および在庫数量に関する事項

(3) 生産のために必要な物品または販売する物品の受入数量、受入先および購入価格その他の取引条件に関する事項

(4) 生産しまたは販売する物品の払出数量、払出先および販売価格その他の取引条件に関する事項

(5) 労務に関する事項

## 中小企業近代化促進法施行規則

（昭和三十八年大、厚、農通、運、建令第一号）

**（合併に係る承認の申請）**

第一条 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六四号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により合併に係る承認を受けようとする者は、様式第一による申請書二通およびその写し二通に次の書類を添えて主務大臣に提出しなければならない。

(1) 合併をするすべての法人（以下「合併当事法人」という。）の定款および合併により設立する法人の定款がある場合にはその定款

(2) 合併契約書がある場合には、その写し

(3) 合併当時法人の最近三期間の営業報告書、貸借対照表および損益計算書ならびに最終の財産目録

(4) 合併後存続する法人または合併により設立する法人の予定貸借対照表、予定損益計算書および予定財産目録ならびに事業計画書および設備投資計画書

2 法第八条第一項の承認を受けることができる出資は、指定事業を営む中小企業者がその営む指定事業と同一の業種に属する指定事業もしくはその営む指定事業と生産の技術上密接な関連がある指定事業を営む法人である中小企業者に対して行なう出資または当該指定事業を営む法人を設立するために行なう出資とする。

（承認を受けることができる出資資産）

第四条 法第八条第一項に規定する出資をする指定事業を営む中小企業者であって法人であるものが同条第二項の承認を受けることができる資産は、当該出資に係る資産のうち、当該出資を受ける法人または当該出資に基づいて設立される法人の営む指定事業の用に供される資産であって次に掲げるものとする。

(1) 工場の建物（その附属設備を含む以下同じ。）および構築物（工場事務所および工場に附属する研究所の建物および構築物を含む。）その他生産の用に供する建物および構築物ならびに生産の業務に従事する従業員の用に供することを主たる目的として設置する社宅その他の福利厚生施設ならびにこれらの用に供する土地または土地の上に存する権利

(2) 生産または試験研究の用に供する機械および装置（起重機その他の搬送設備を含む。）

(3) 貨物の運搬の用に供する車輌および運搬具

(4) 工具ならびに生産または試験研究の用に供する器具および備品

(5) 無形固定資産（土地の上に存する権利を除く。）

（報告の徴収）

第五条 法第十七条第一項の規定により主務大臣が報告を求めることができる事項は、次のとおりとする。

(1) 経営管理に関する事項

(2) 生産または販売のための施設に関する事項

(3) 生産の技術に関する事項

(4) 生産する物品の性能または品質に関する事項

(5) 生産数量、受注数量および在庫数量に関する事項

(6) 生産のために必要な物品の受入数量、受入先および購入価格その他の取引条件に関する事項

(7) 生産する物品の払出数量、払出先



照表、予定損益計算書および予定財産目録ならびに事業計画書および設備投資計画書

2 前項の申請書は、出資に係る承認を受けようとする者が二名以上ある場合には、その連名で提出しなければならない。

**（承認を受けた出資に係る変更の届出）**

第四条 法第八条第一項または第二項の承認を受けた者は、当該承認に係る出資前において、当該承認に係る申請書に記載した内容に変更があったときは様式第四による届出書一通およびその写し二通を主務大臣に提出して届け出なければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 中小企業近代化基本計画作成要領

### 一 基本的態度

技術革新の急速な進展、需給構造の急激な変化、深刻な労働力不足等中小企業をとりまく社会的経済的環境にはまことに厳しいものがある。中小企業はこのような急厳な環境変化に即応し

て設備の近代化経営および技術の合理化、企業規模の適正化等早急にその近代化を図らなければ、直ちに脱落する危険に当面している。また国民経済全般の立場においても中小企業農業等、近代化の立ち遅れた部門の早急な近代化を重点的に実施しなければ国民経済のこれ以上の発展、国民経済全般の効率的運営が阻害される段階にある。

したがって中小企業近代化基本計画（以下「近代化計画」という。）作成の基本的態度としては、実現の可能性を十分検討した上でできるかぎり高水準の目標を掲げ、抜本的施策を講ずるということでなければならない。

**二　近代化計画作成の前提となる経済見通し**

指定業種共通の経済見通しによることとする。

（昭和三十八年度指定業種については産業構造調査会中期（昭和四十二年度）経済見通しによる。）

**三　近代化計画作成上留意すべき事項**

(1)　製品の種別の目標およびこれを達成するための政策手段の決定近代化計画では、指定業種の製品が、需要先（輸出向、内需向）製造工程、原料等により数種類に区分され、目標となる性能、品質、生産費、適正規模、適正生産方式およびこれらを達成するための具体的政策手段を各種類毎に定めるべきときは、目標となる事項、これを達成するための政策手段等近代化計画で定める事項を製品の種類毎に定めることとする。

(2)　目標年度（中小企業近代化促進法（以下「法」という。）第三条第二項第一号(イ)）

目標年度は、特別の理由のある場合を除き原則として昭和四十三年度とする。

(3)　需給見通し

指定業種の製品の将来における需給見通しは、近代化計画全般の基本前提となるものであるので、目標年度における需給見通しを製品の種類毎に想定することとする。（法第三条第二項第一号(ロ)）

(4)　性能、品質、生産費の目標法第三条第二項第一号(イ)）

性能、品質、生産費の目標は、原則として国際競争力強化の観点から外国の同種製品の水準以上に定めることとするが、内需向け製品、産業構造高度化の観点からの指定業種にあっては需要者の要求する水準、産業構造高度化の見地から要請される水準をも勘案して定めることとする

(5)　適正生産規模、適正生産方式

適正規模とは、一般的に「合理的な社会的分業体制を前提として一定の需要、一定の技術水準の下においてもっとも生産性を高めることができるような生産規模をいう」と定義されているが、指定業種の製品の種類毎に、付加価値生産性を主たる指標として決定することとする。（別添資料(1)参照）適正生産規模の表現方式は、従業員数、生産数量または生産額主要設備名および設備台数等によることとするが、その前提として一定の生産方式または専門生産体制の確立が必要な場合はその前提条件を併記することとする。

特別の理由により適正生産規模の決定が困難な場合は、適正生産方式のみでもよいこととする。

適正生産方式は、主要設備、主要工程、それらの配列等により表現することとする。

(6)　物品加工業の場合の目標の定め方

製造業の場合に準じて定めることとする。

(7)　新たに設置すべき設備の種類、資金の額その他設備の近代化に関する事項（法第三条第二項第三号）

更新または導入を必要とする主要な設備の種類、台数、これに必要な資金の額等を記載することとする。

(8)　その他目標を達成するための手段に関する事項（法第三条第二項第四号～第八号）

法第三条第二項第四号～第八号に規定する目標達成の手段については中小企業に対する金融税制、診断、指導、事業の共同化、工場等の集団化、組織化等あらゆる中小企業施策にわたって総合的に考えるほか、指定業種について主務大臣が講じている施策、講じようとする施策を含めて総合的に考えることとする。

その際特に(イ)現に指定業種について実施されている安定事業および合理化事業との関係(ロ)零細事業者対策については、十分の検討を行なうこととする。

(9)　近代化実施計画で定める事項は、当該年度において達成すべき近代化の中間目標、目標達成のための手段とするが、それらは近代化基本計画で定める事項に準じて必要な事項について定めることとする。



解説(2)

# 企業の国際競争力の強化のための税制措置

## 輸出縫製工場には税制上どんな恩典が……？

### (一)改正のいきさつ

輸出に従事するものに対する税制上の特典として、昭和二十八年以降実施されていた輸出所得控除制度は、ガット第一六条第四項の二次製品に対する輸出補助金の全廃の規定に抵触するものとされ、つねに国際的に批判の対象となっておりましたため、政府ではできるだけ早い機会にこの制度を廃止する旨ガット関係諸国に表明していたいきさつもあって、適用期限（昭和三十九年三月三十一日）の到来とともに廃止せざるを得なくなりました。

そのため当業界はじめ輸出関係業界では、この制度に代るべき企業の国際競争力を強化するための特別措置について業界要望事項を強力に具申陳情いたしておりましたが、政府でも輸出振興とそのための国際競争力強化のたてまえから、その支えとなるようなもので、しかもガットに違反しないような税制を検討の結果るものですが、今回の改正では、この制度を昭和四十二年三月三十一日まで三年間延長するとともに、通常の償却額の算出方法を変える他、制度の大巾簡素化が図られております。

**(1)　特例の適用対象企業**

この特例の適用が受けられる企業は次の要件を備えているものに限ります。

(イ)　その企業が青色申告書提出企業であること。

(ロ)　一年前の事業年度に海外取引などの収入金額があること。

〔注〕　ここでいう「海外取引など」は特例の対象となる取引であって、輸出向けにする取引一切が対象となるわけではありません。割増償却の適用を受けることができる「海外取引」としては、八種類が認められておりますが、そのうち当業界に関係あるものを拾い上げると次の通りです

①　輸出特別償却制度の拡充

(2)　技術輸出所得控除制度の拡充

(3)　海外市場開拓準備金制度および中小企業海外市場開拓準備金制度の創設

(4)　海外投資損失準備金制度の創設などを決め、新会計年度から実施されることになりました。

以下、これらの制度のうち、とくに当業界に直接関係のあると思われるものについて解説しましょう。

### (二)輸出特別償却制度

この制度は、従来から実施されているもので海外取引などがある商社、メーカーなどを対象に、その企業がもっている固定資産につき割引償却を認めようとする

他から購入した物品の輸出

〔注〕　（輸出商社など）

②　法人が製造、その他これらに準ずる行為によって取得した物品の輸出（直輸メーカーなど）

③　法人がその製造などによって取得した物品の輸出を行なうものに対する販売（メーカーなど）

(4)　輸出業者からの委託を受けて行なう輸出業者が輸出をする物品の加工またはその加工の対象となった法人の製造などにより取得した物品の輸出業者に対する販売（メーカーなど）

⑤　略

⑥　製糸業者、紡績業者または織物業者の製造する繊維製品について製糸業者などからの委託を受けて行なう輸出をするための製織加工、メリヤス加工、縫製加工、染色加工または整理加工（紡績の下請メーカーなど）

⑦　略

⑧　略

**二　適用期限**

従来の輸出特別償却制度が昭和三十九年三月三十一日をもって廃止されたため現行制度を簡素化したうえでその適用期限を延長して昭和三十九年四月一日から昭和四十二年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において認められることになっています。

**三　割増償却の対象となる固定資産**

各事業年度終了の日においてその法人が持っている次のような固定資産について適用を受けます。

① 機械および装置
② 工場用建物およびその附属設備
〔注〕 上記対象固定資産の種類は「近代化促進法の特別償却」の場合の対象資産と同一です。

適用の重複が認められるもの
中小企業近代化促進法の特別償却

適用の重複が認められないもの
合理化機械その他の初年度三分の一特別償却など、近促法の特別償却以外の割増償却をした資産については重複は認められません。但し、二年目からはもちろん重複にはなりませんから適用を受けます。

**(4) 割増償却額の計算**

この輸出割増償却の限度額は次のようにして計算します。

$$\text{前年中の海外取引等の収入額} \times 80\% \times \frac{\text{その年中に事業を営んでいた期間内の指定期間}}{\text{前年中に事業を営んでいた期間}} \times \text{業所得総収入額（輸出比率）}$$

以上によって算出した割増償却額に普通償却額を合計した額がその企業の減価償却できる限度額となり、この範囲の金額を企業は必要な経費として算入できることになります。

〔注〕※この他縫製品工場では近促法による特別償却もできますから、さらに普通償却限度額の⅓の特別償却額も加算されることになります。従って輸出縫製品工場では、次のⒶ、Ⓑ、Ⓒを合計した額が償却できます

Ⓐ 普通償却額

Ⓑ 近促法による償却額（普通償却額×⅓）

Ⓒ 輸出特別償却額（普通償却額×八〇%×輸出比率）

※輸出比率の出し方

「輸出取引などの収入金額」は、製品を商社へ売渡した場合はもちろんその売渡金額ですが、委託加工の場合は商社から受取った加工料が収入金額となります。

従って、内需はすべて製品売、輸出はすべて委託加工という場合の輸出比率の出し方は次のようになります。

$$\frac{\text{輸出受取加工料}}{\text{内需製品販売金額＋輸出受取加工料}}$$

実際の償却額が繰入れ限度額に満たない場合は、その満たない分だけ翌年以後二年間に繰越して他の償却範囲額に加算されます。

〔計算例〕

① 昭和三十八年事業所得収入金額
一、〇〇〇万円
〃 海外取引収入金額
六〇〇万円
昭和三十九年事業所得収入金額
一、四〇〇万円
〃 海外取引収入金額
八四〇万円
固定資産の通常の減価償却額
一〇〇万円とすると
昭和三十九年の償却限度額は？

$$100\text{万円} \times \left(1 + \frac{600\text{万円}}{1{,}000\text{万円}} \times 80\% \times \frac{9}{12}\right) = 136\text{万円}$$

すなわち一三六万円が当期に償却できることになります。

② ところが実際に個人が必要な経費として算入した減価額が一〇六万円であったとすると……

昭和四十年の償却限度額は？

$$100\text{万円} \times \left(1 + \frac{840\text{万円}}{1{,}400\text{万円}} \times 80\% \times \frac{12}{12}\right) + (136\text{万円} - 106\text{万円} = 178\text{万円})$$

すなわち一七八万円が当期に償却できることになります。

**(5) 輸出取引の証明**

この輸出特別償却制度の適用を受けようとするものは、確定申告書などに次の証明書を添付しなければなりません。

① 直接輸出の場合（輸出商社、直輸メーカーなど）
輸出の許可書またはこれに代るべき税関の証明書

② 間接輸出の場合（下請メーカーなど）
輸出商社または輸出をしたものの証明する書類およびその輸出を行なったものの受ける書類の写し

証明書の提出期限（直接輸出、間接輸出を問わない）

① 一年決算法人
前期分の海外取引について当期の確定申告書または中間申告書の提出期限までに

② 半年決算法人
前期分の海外取引について当期の確定申告書または中間申告書の提出期限までに

**経過措置**

従来の輸出所得の特別控除
本制度は昭和三十九年三月末日をもって廃止されましたが、昭和三十二年四月一日から昭和三十九年三月三十一日までの間に輸出取引が行なわれたものについては、昭和三十九年三月三十一日以降に終了する事業年度についても、なお旧法



の輸出所得控除の適用が受けられます。（措法附則第十六条）

なお、輸出所得控除制度の廃止に伴なう経過的取扱いについては、昭三九・四・一三日付直審(法)第六八号で定められているので留意しなければなりません。

## (三)海外市場開拓準備金

### 制度

この制度は、昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間（指定期間という）内の日を含む各事業年度において海外市場の調査開拓などに要する費用の支出に備えるため、直前事業年度（一年決算以外の法人については前前期の事業年度（基準年度という）中の海外取引金額の一・五%（商社は〇・五%）に相当する金額の準備金繰入れによる損金算入を認めようとするものです

**(1) 適用対象となる法人**

青色申告書を提出する法人

**(2) 適用期間**

昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度について適用されます

**(3) 適用を受けうる海外取引による収入金額**

この制度の適用を受けうる対象となる収入金額はその事業年度の一年前の事業年度中にあげた海外取引による収入金額をいいます。

従って輸出向縫製メーカーで委託加工の場合は、商社などから受取った加工料が「海外取引による収入金額」となります。

〔注〕※この「海外取引による収入金額」は既述(1)の輸出特別償却の適用を受けうる要件（例えば、商社、紡績と直結して取引があった場合の収入金額など）同一の要件を備えたものに限ります。

※また、この収入金額は、確定申告書の提出期限までに輸出証明のとれるものに限ります。

**(4) 損金に算入される額の計算**

海外市場開拓準備金勘定への繰入れによる損金に算入される額は、基準年度（その事業年度の一年前の事業年度）の海外取引による収入金額に対して一、五%（商社またはメーカー直輸の場合は〇・五%）を乗じた金額の合計額となります。

なお月数換算として、その合計額をその基準年度の月数で除して（月平均額）、これにその事業年度の指定期間の月数を乗じて計算した金額です。

〔注〕※（例示1）年二回（三月、九月決算の縫製工場が昭和三十九年九月三十一日決算期に、海外市場開拓準備金勘定として損金算入ができる額は……〔昭和三十八年三月～九月（基準年度）の輸出取引収入額を四千万円とする〕

$$4\text{千万円} \times \frac{1.5}{100} \div 6 \times 5 = 50\text{万円}$$

（5：指定期間の月数（昭39.4月～9月）／6：基準期間の月数（昭38.3月～9月）／1.5/100：繰入れ比率／輸出取引収入額（昭38.3月～9月））

但し昭和四十年三月決算からは次の算式になります。

$$\text{1年前の事業年度の輸出取引収入額} \times \frac{1.5}{100} \div 6 \times 6 = \text{損金算入額}$$

$$4\text{千万円} \times \frac{1.5}{100} \div 12 \times 2 = 10\text{万円}$$

（2：指定期間の月数（昭39.4月～6月）／12：基準期間の月数（昭37.7月～昭38.6月）／1.5/100：繰入れ比率／輸出取引収入額（昭37.7月～昭38.6月））

但し　昭和四十年六月決算期からは次の算式になります

$$\text{1年前の事業年度の輸出取引収入額} \times \frac{1.5}{100} \div 12 \times 12 = \text{損金算入額}$$

◎欠損法人でも繰入れられます。

従来の輸出所得控除制度には、所得基準による損金算入限度額があり、所得がある法人でないと認められなかったのですが、この準備金にはこれがありませんので海外取引金額があれば欠損法人でも繰入れられます。

**(5) 準備金の取りくずし**

◎海外市場開拓準備金は、繰り入れの翌事業年度から次の①②金額のうち、いずれか大きい金額を取りくずして益金に算入することとされています。

① 五ヶ年間均等額取りくずし
各事業年度終了の日において、前期

から繰り越された準備金勘定の金額がある場合に、その繰入れをした事業年度別に区分した各金額ごとにその区分した金額の繰入れをした事業年度の所得の計算上損金に算入された金額に、その事業年度の月数を乗じて、これを六〇（五年間）で除して計算した金額の合計額（これは海外市場開拓費の支払いがなくても取りくずされることとなる）

**例示　1**

年一回（三月）決算をする会社で毎期三〇万円～五〇万円程度を積立金に繰入れる場合、その均等額取りくずしの方法を例示すると次の表のとおりになります。

| | 昭39 3月末 | 昭40 3月末 | 昭41 3月末 | 昭42 3月末 | 昭43 3月末 | 昭44 3月末 | 昭45 3月末 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1期分 | 30万円→（繰入れ） | 24万円→ | 18万円→ | 12万円→ | 6万円→ | | |
| 第2期分 | | 20万円→（繰入れ） | 16万円→ | 12万円→ | 8万円→ | 4万円→ | |
| 第3期分 | | | 30万円→（繰入れ） | 24万円→ | 18万円→ | 12万円→ | 6万円→ |
| 第4期分 | | | | 50万円→（繰入れ） | 40万円→ | 30万円→ | 20万円→ |
| 第5期分 | | | | | 30万円→（繰入れ） | 24万円→ | 18万円→ |
| 第6期分 | | | | | | 繰入れなし→ | |
| 期末準備金残 | 30万円 | 44万円 | 64万円 | 98万円 | 102万円 | 70万円 | |
| 本期の取くずし額 | 0 | | 6万円 | 10万円 | 16万円 | 26万円 | 26万円 |

〔注〕※毎期繰入れた金額はそれぞれ五で割って（五ヶ年均等額）得た金額をそれぞれの翌期で取りくずしてゆくことになります

※この均等取りくずしは実際に海外市場開拓費の支出がなくても取りくずされ益金算入とされます。

② 特別な海外費用額の取りくずし

**例示　2**

年一回（三月）決算の会社で実際に海外費用を支出した場合、昭和四十一年三月末決算時の取りくずし額の計算は次のとおりです。

A社の昭和三十七年四月～昭和三十九年三月の二年間（二事業年度）の月平均特定海外費用の支出額を一〇万円とする。

当期海外費用を一六〇万円支出したとする。

当期の海外費用支出分＝160万円…(イ)

160万円×$\frac{12ヶ月×120}{100}$＝144万円……(ロ)

160万円－144万円＝16万円
(イ)　(ロ)

◎以上例示1と例示2によって昭和四十一年三月決算時においてこの会社が取りくずす額は①の均等額六万円と②の特別な海外費用額の取りくずし額一六万円とのいずれか大きい方となりますので、この期には十六万円が準備金四十四万円から取りくずされて益金算入となるわけです。

〔注〕②の海外費用の支出のなかったときはもちろん六万円だけとりくずされます。

**(6)　特定海外費用の定義**

前記の「特別な海外費用の支出額の取りくずしの対象となる特定海外費用とは次に掲げるものをいいます。

(イ) 外国へ出張し、または赴任するための旅費

(ロ) 外国にある支店（出張所その他これに準ずるものを含む）において支出する通信費および外国との通信費

(ハ) 外国にある支店において支出する給与および旅費

(ニ) 外国にある支店において支出する広告宣伝費および外国向けの広告宣伝の費用

(ホ) 外国にある支店において支出する



見本品の費用および外国向けの見本品の費用外国における見本市への参加のための費用および外国への見本品の運送のための費用を含む）

**(7)　準備金の取りくずしに伴なう繰入累積額**

この準備金には累積限度額は設けていませんが、五年間均等取りくずしの方法によって最低限の取りくずしが行なわれることになっていますので、自動的に累積限度があるのと同じ結果となり、取引額が同一であるとすれば次の表のとおり五年間で繰入限度の三倍（一・五%の場合で四・五%）に達し、その後は増加しないことになっていますので、おおむね繰入れ限度の三倍が累積限度額であるといえましょう。

〔例示〕

1年決算法人の場合

| | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1期分 | 1.5 | 1.2 | 0.9 | 0.6 | 0.3 | |
| 第2期分 | | 1.5 | 1.2 | 0.9 | 0.6 | 0.3 |
| 第3期分 | | | 1.5 | 1.2 | 0.9 | 0.6 |
| 第4期分 | | | | 1.5 | 1.2 | 0.9 |
| 第5期分 | | | | | 1.5 | 1.2 |
| 第6期分 | | | | | | 1.5 |
| 期末残計 | 1.5 | 2.7 | 3.6 | 4.2 | 4.5 | 4.5 |

〔注〕すなわち、五年均等とりくずし方式によれば、輸出金額がまったく変動しないとすれば、五年間で三年分の繰入額累積（四・五%）に達しその水準を維持することとなります

◎また、その組合員たる法人が賦課金として納付した金額は、損金に算入することとされています。

**(8)　適用申告手続**

この制度の適用を受けるためには次の手続が必要です。

(1) 確定申告書などに海外市場開拓準備金勘定に繰入れた金額の損金算入に関する申告の記載をする。

(2) かつ、その確定申告書などにその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付をする。

## (四)中小企業海外市場開拓準備金制度

◎(二)で説明しました海外市場開拓準備金制度は、規模の大小を問わず、個々の業者が個別に準備金を積立てるものですが、中小企業者ではその金額も少なく、また実効も薄いと考えられるので、別に中小企業者で組織する特定商工組合に輸出を行なう所属組合員が賦課金を納付し、その特定商工組合において海外市場の開拓に要する費用の支出に備えるためその組合員である法人の海外取引による収入金額の合計額の千分の二五相当額以下の金額をこの中小企業海外市場開拓準備金勘定に繰入れたときは、その繰入金額を特定商工組合の所得の計算上損金に算入することとされています。

**(1)　適用対象となる組合**

この制度の適用を受けうる組合は青色申告書を提出する特定商工組合に限られますが、その特定商工組合とは次のようなものをいいます。

(1) 出資組合であること

〔注〕したがって日本輸出縫製品工業組合は出資組合に切換えない限り適用対象となりません。

(2) 傘下組合員の輸出割合が全般的にみて、二〇%以上である組合であること。

(3) 以上に基づいて所管の大臣が三年以内の期間を定めて指定した組合であること。

**(2)　適用期間**

昭和三十九年四月一日から昭和四十四年三月三十一日までの期間を含む各事業年度について認められます。

**(3)　適用を受けうる海外取引による収入金額**

この制度の適用を受けうる対象となる収入金額は次のものに限ります。

各事業年度の一年前の事業年度（基準年度）内に、傘下組合員が輸出取引をしたという証明書（輸出の許可書や税関の証明書など）がとれる取引収入額の合計額

◎ただし、次のような場合は、その収入金額に相当する部分については各組合員ごとに算出した金額の合計額でもよいことになっています。

① 調整規程によって出荷数量の制限（日本輸出縫製品工業組合のように）をしている場合はその制限数量に平均価額（所管大臣の承認のあるもの）を乗じて計算した金額の合計額

② 輸出の際に輸出検査法に基づく検査を受けることを要するもの（輸出縫製品のようにに）ついては、その検査合格の証明書がとれる数量に平均価格（所管大臣の承認のあるもの）を乗じて計算した金額の合計額

〔注〕これは各組合員の個々の輸出についての輸出証明書の作成に代えて

（海外市場開拓準備金制度と同じ）

輸出向・国内向

竹製毛糸編針
高山特産竹製品百般　製造卸

奈良県竹材工業株式会社

取締役社長　奥田龍一

本　社　奈良県生駒郡生駒町高山5655
電話（高山）7番・35番
大阪連絡所　大阪市天王寺区味原町62
電話（761）1489番

日本染織工業株式会社

取締役社長　越智岩太郎

営業種目
輸出・内需・綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊・蚊帳地・その他の製織並に染色整理加工
A、製織（綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊蚊帳地・服地・芯地・モスリン・その他）
B、染色（綿・スフ・麻・純毛・化(合)繊織物の染色整理加工「特に樹脂加工」
キリンモスリン・キリンウール特一号）

本社　奈良市油阪町一〇五　電話奈良(2)五七五四
本社工場　奈良市油阪町一〇五　電話奈良(2)五七五二
西大寺工場　奈良市西大寺町　電話奈良(2)五七五三
商事部　京都市中京区蛸薬師通東洞院東入る　電話京都(22)〇九七九
右同寝具部　京都市下京区富小路通五条下る　電話京都(35)三一八七

とくに証明書以外の合理的方法によって手続の簡素化が図られたものです。

(4) **特定商工組合の損金に算入される額の計算**
(3)で述べた海外取引額の千分の二十五が繰入れの限度額となるわけですが、実際には組合が個々の組合員に対しそれぞれの海外取引額その他の賦課基準によって賦課し、これに基づいて組合員から納付された金額の合計額以下の金額が繰入れられることになります。

(5) **組合員である中小企業の納付金の損金算入**
特定商工組合の組合員たる中小企業がその特定商工組合に納付金を納めたときは、その納付金に相当する金額はその組合員である中小企業が納付金を支出した事業年度において損金と認められます。

(3) **準備金の取りくずし**
この中小企業海外市場開拓準備金の取りくずしは、既述(二)の海外市場開拓準備金の場合と同様です。

(7) **適用申告手続**
この制度の適用を受けようとするには次の手続が必要です。
① この制度の準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があること。
② かつ、その確定申告書などにその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添付があること。

## 経営改善のパトロール

**★小規模事業の皆さん**
商工会議所では市内の小規模事業者の経営および技術の改善のお役にたつため、無料で巡回して皆さん方のご相談に応じております。皆さん方より受けるご相談事項に対しては、相談の機密を十分お守りいたしますから、何卒ご安心の上、お気軽にご利用下さい。

**★経営指導員とは**
通産大臣より資格認定を受けた実務指導者で、何れも奈良商工会議所職員ですから、きっと皆さん方のご満足をいただけるものと思います。

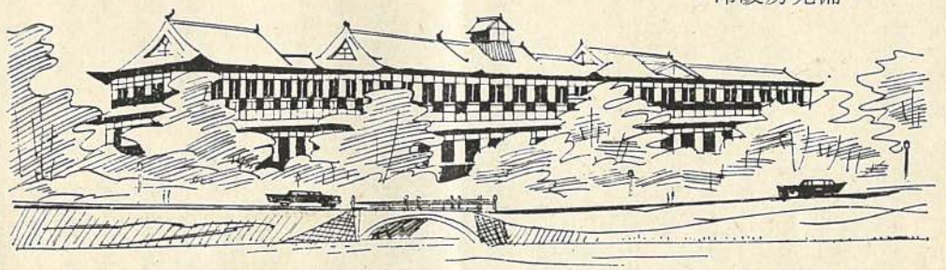
**★経営指導員の取扱う仕事**
相談―生産、販売、労務、税務、金融など商工業一般
診断―お店や工場の経営状況を実地に診断し、今後の経営改善の指針をお教えします。
その他―小規模事業の皆さん方に必要な法律や市できめられた種々の手続きなどについてもご説明いたします。

**★ご相談はすべて無料、お気軽に電話を……TEL②6075～7**

昭和三十九年十月二十五日印刷
昭和三十九年十月三十日発行
編集兼発行人　奈良市東向中町六　中村貞三
印刷人　奈良市尼ヶ辻町五三一　長沢恒二
印刷所　奈良市尼辻町五三一　株式会社 共同印刷工業
発行所　奈良市東向中町六　奈良商工会議所
電話奈良代表②六〇七五

ご交遊に　ビジネスに
ご利用下さい

・冷暖房完備・



奈良ホテル

奈良公園　電話（奈良）②―4101～3



本社全景

清潔で衛生的な

寝具を常に提供して

社会に奉仕する会社

# 小山株式会社

代表取締役　小山榮三郎

代表取締役　小山恭二

本　社　奈良市西木辻町88　電話 代表 奈良②4321

営業所　札幌・仙台・東京・神奈川・富士・北陸
名古屋・奈良・大阪・広島・高知・小倉

事業内容　寝具類の賃貸　医療機関用基準寝具の賃貸

原色 単色 写真印刷

カタログ 案内書

新聞 雑誌 図書

# 共同印刷工業株式会社

社長　長沢恒二

奈良市尼辻町531番地

電話奈良②6501～3番

# 手形割引

電話担保

金融全般

# 株券・公社債

低金利即決貸付

（小切手即時現金交換）

親切・信用を誇る店

## 幸信産業株式会社

奈良市高天市町
電話②8885～6

取締役社長　藤田三郎

奈良県に本店のある

皆様の銀行

株式会社

# 三榮相互銀行

取締役社長 野村萬作

本店 奈良市下三条町八番地

支店及び出張所 下市町 高田市 桜井市 天理市 五条市 大阪市上市